

第1回逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会

日 時：令和3年12月22日（水）午後4時～
場 所：県庁東館5階特別会議室

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 議事

- (1) 検証委員会設置の趣旨、検証の進め方 (資料1、資料2、資料3、資料4)
- (2) 被害の状況、盛土の造成状況等 (資料5)
- (3) 事業者に対する行政対応の経緯 (資料6)
- (4) 意見交換

4 閉会

第1回逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会出席者名簿

1 委員

五十音順

委員名	分野	所属等	備考
あおしま のぶお 青島 伸雄	法律	まどか法律事務所 弁護士	
いすいし みのる 出石 稔	行政学	関東学院大学副学長	web 参加
うえまつ まさき 植松 真樹	法律	静岡法律事務所 弁護士	
こだか たけし 小高 猛司	土木技術	名城大学理工学部教授	web 参加

2 行政側出席者

- 静岡県
 - 副知事 難波喬司
- 熱海市
 - 副市長 金井慎一郎 (web 参加)
- 検証委員会事務局
 - 事務局職員 彦山明史
- 陪席
 - 県及び熱海市関係職員

逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会 設置趣意書

令和3年7月3日に熱海市伊豆山地区の逢初川で発生した土石流については、逢初川源頭部に造成された盛土が崩壊し、大量の土砂が下流域へ流下したことにより、被害を甚大化させたと推定されている。

犠牲となられた方々の恐怖や無念、御遺族や関係者の方々の深い悲しみに思いをいたすと、誠に痛恨の極みであり、哀惜の念に堪えない。

静岡県及び熱海市は、盛土造成に係る行政手続きの経緯、事実関係を確認するため、事業者の行為及び行政対応の経緯等について、整理しているところである。

一連の行政手続きに係る県や熱海市の対応については、公正・中立な検証・評価が必要であるとともに、このような災害が繰り返されることのないようにするために何をなすべきかの提言をいただく必要がある。このため、弁護士2名、学識経験者2名（行政学分野1名、土木技術分野1名）の4名による「行政対応検証委員会」を設置する。

資料 2

逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会規約

(名 称)

第1条 本会は「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会」(以下「委員会」と称する。)

(目 的)

第2条 委員会は、熱海市伊豆山地区災害原因に係る行政対応に関して、県及び熱海市が整理した事実関係について、公正・中立な立場で検証・評価を行うことを目的とする。

(構成等)

第3条 委員会は、別に掲げる委員により構成する。

(事務局)

第4条 委員会の事務を行うため委員会に事務局を置く。

(2) 事務局は、委員の検証に関して必要な事務を行う。

(運 営)

第5条 委員会は、事務局の要請又は委員の合意により開催する。

(情報公開)

第6条 委員会は、原則非公開とする。

(庶務)

第7条 経営管理部総務課は委員会の庶務を処理する。

(雜 則)

第8条 この規約に定めなき事項については、必要に応じて委員会の承認を得て定める。

(附 則)

第9条 この規約は、令和3年12月1日から施行する。

第三者による検証

逢初川土石流の発生原因調査検証委員会（2021.9.7発足）

学識者3名で構成、2022年3月末までに報告書取りまとめ予定
弁護士2名、学識者2名で構成
年内に第1回開催、年度内に取りまとめ予定
事務局：2名

外部の知

逢初川土石流災害原因究明体制

技術専門家による指導・助言

【内部検証チーム】
難波副知事
法務文書課等

法律家等による指導・助言

【発生原因究明作業チーム】

- ・土地改変行為の妥当性検証
- ・基礎データ(地質等)の収集
- ・発生メカニズムの解明 等

難波副知事
県交通基盤部
県交通基盤部理事
河川砂防局長
砂防課長
建設政策課(未来まちづくり室長)

連携

→

発生原因調査報告書を作成

→

熱海市内部検証

広く情報提供を呼びかけ

写真・映像・記事等

途中経過、報告書等
法務文書課が対応

資料情報開示

公開内容の説明

資料 4

R3. 12. 22

逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会の進め方について

	第1回 検証委員会	第2回 検証委員会	第3回 検証委員会
開催時期	12月22日（水）	1月下旬	3月下旬
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○検証委員会設置の趣旨 <ul style="list-style-type: none"> ・検証の目的、検証組織の構成、検証の方法 ・盛土の造成状況と事業者に対する行政対応の経緯 ○行政手続きに係る経緯、事実関係の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政対応の検証の要点（論点）の整理 ○審議 	<ul style="list-style-type: none"> ○検証結果報告書案の検討
資料	<p>上記の説明及び意見交換</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局が作成した資料 ・県と市が作成した「行政手続き確認作業チーム」による確認結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の指示により県が調製した資料 ・委員会の指示により熱海市が調製した資料
出席者	<p>難波副知事 熱海市副市長 県及び熱海市関係職員</p>	<p>(予定)</p>	<p>(予定) 難波副知事 熱海市副市長 県及び熱海市関係職員</p>

* 第2回検証委員会の審議の中で、追加調査等を実施する必要が生じた場合は、追加調査等を実施の上、3月下旬の検証委員会の前に検証委員会を追加開催する。

* 検証委員会は非公開とする。

* 第1回、第2回の検証委員会終了後、会議の概要について、難波副知事がぶら下がり取材を受ける。

* 第3回検証委員会終了後、検証委員会が報告書を公表、記者会見を行う。

1. 逢初川土石流災害の被害状況

(1) 被害の状況

2021年7月3日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m地点）から逢初川に沿って流下した。

この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、多くの人的・物的被害が発生した。

(2) 人的被害・住家被害

消防庁報告（2021年11月1日現在）

市町名	人的被害（人）				住宅被害（棟）					
	死者	行方不明	負傷者	計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
	重傷	軽傷								
熱海市	26	1	1	30	53	11	34	—	—	98

(3) 避難所の状況

- ・避難所開設（7月3日）：伊豆山小学校ほか 264人
- ・避難所移動（7月4日～）：市内ホテル（ピーク時582人）
- ・避難所閉鎖（10月21日）：避難者全員が退所

(4) 避難者の帰宅又は応急的な住まいの確保の状況

- ・自宅への帰宅：346人（※）
- ・応急的な住まいへの入居
 - ・公営住宅：53人（32戸）、民間賃貸住宅：141人（72戸）
 - ・合計：194人（104戸）
- ・その他（親類・知人宅）：42人（※）

※ 2021年12月5日時点で熱海市が把握している人数

(5) 生業への影響

- ・飲食業や建設業、製造業など38事業者が、建物損壊、機械・車両損傷などの被害を受けた。
- ・水産業では、4事業者の漁船6隻が損傷、漁協のダイビング施設等が全壊したほか、継続する濁りや薄く堆積した土砂の影響により一部のイセエビ漁場が利用できなくなった。

2. 土石流の流下実態の 時空間的な整理

土石流被害区域

源頭部崩壊箇所



凡例

地山・土砂が見えている範囲

0 0.3 0.6
km

出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図」（国土地理院）を加工して作成

源頭部崩壞箇所



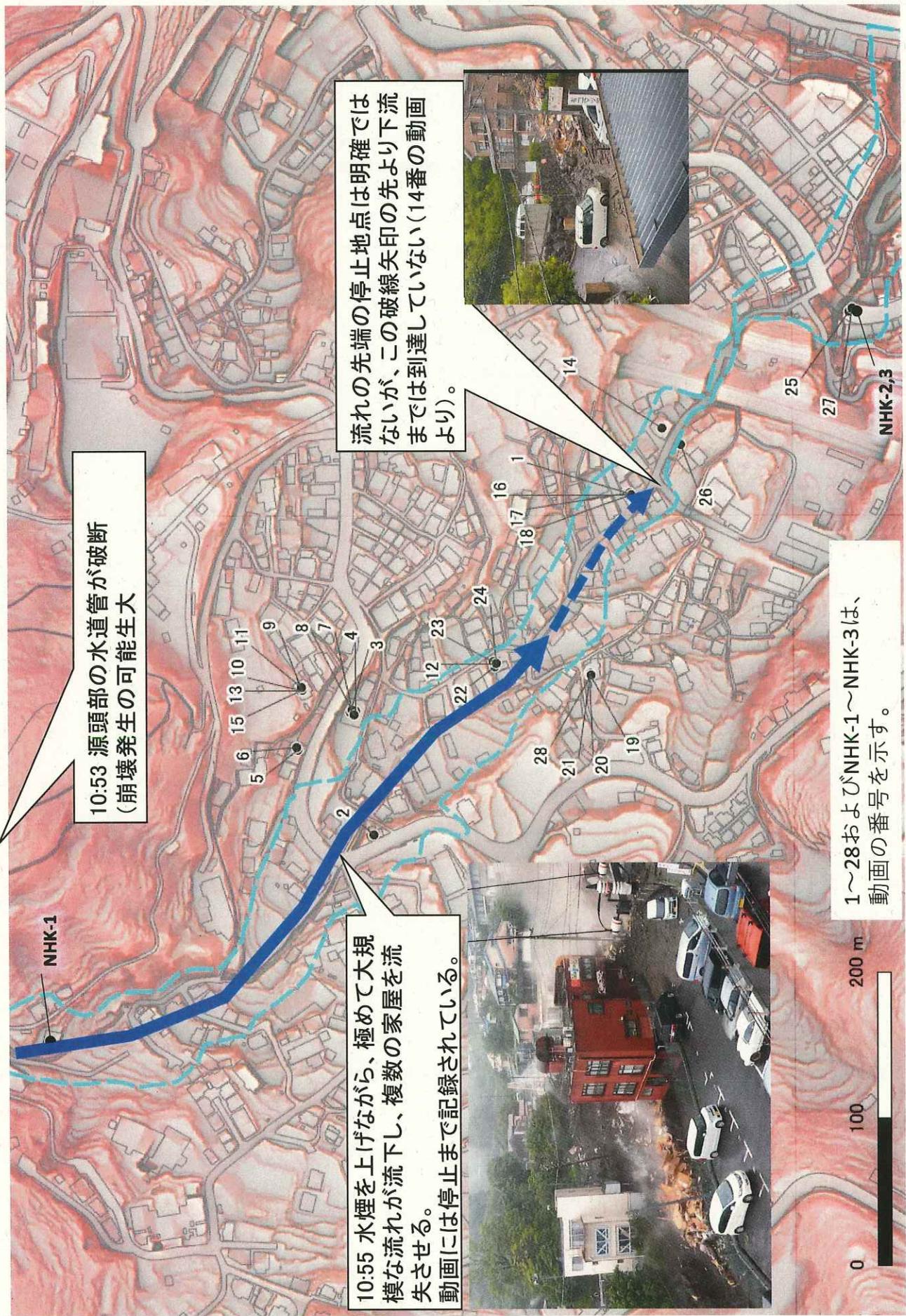
土石流の旗下時系列① 10:28第1波

非公開資料



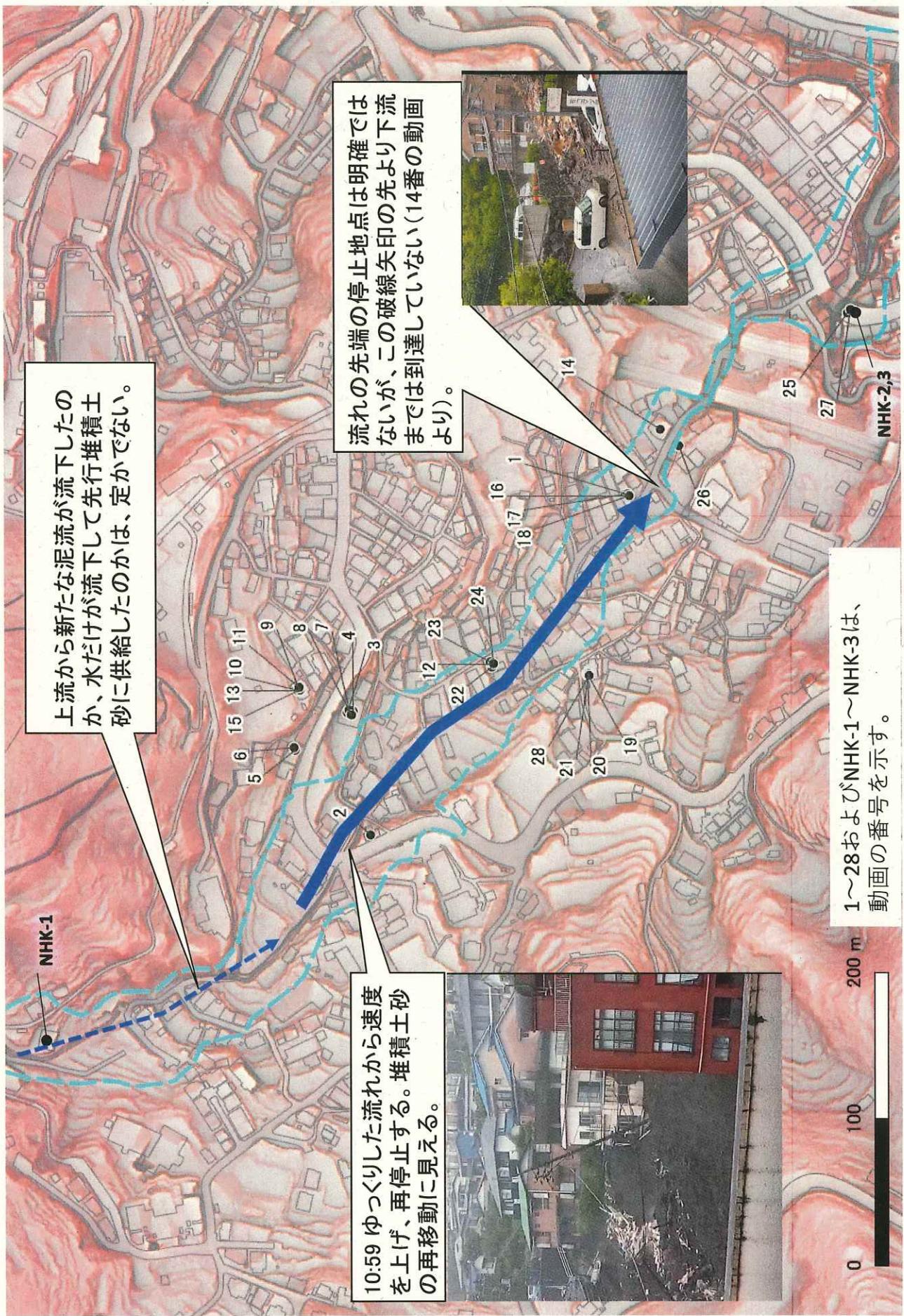
土石流の流下時系列② 10:55第2波

非公開資料



土石流の流下時系列③ 10:59第3波（第2波からの再移動？）

非公開資料



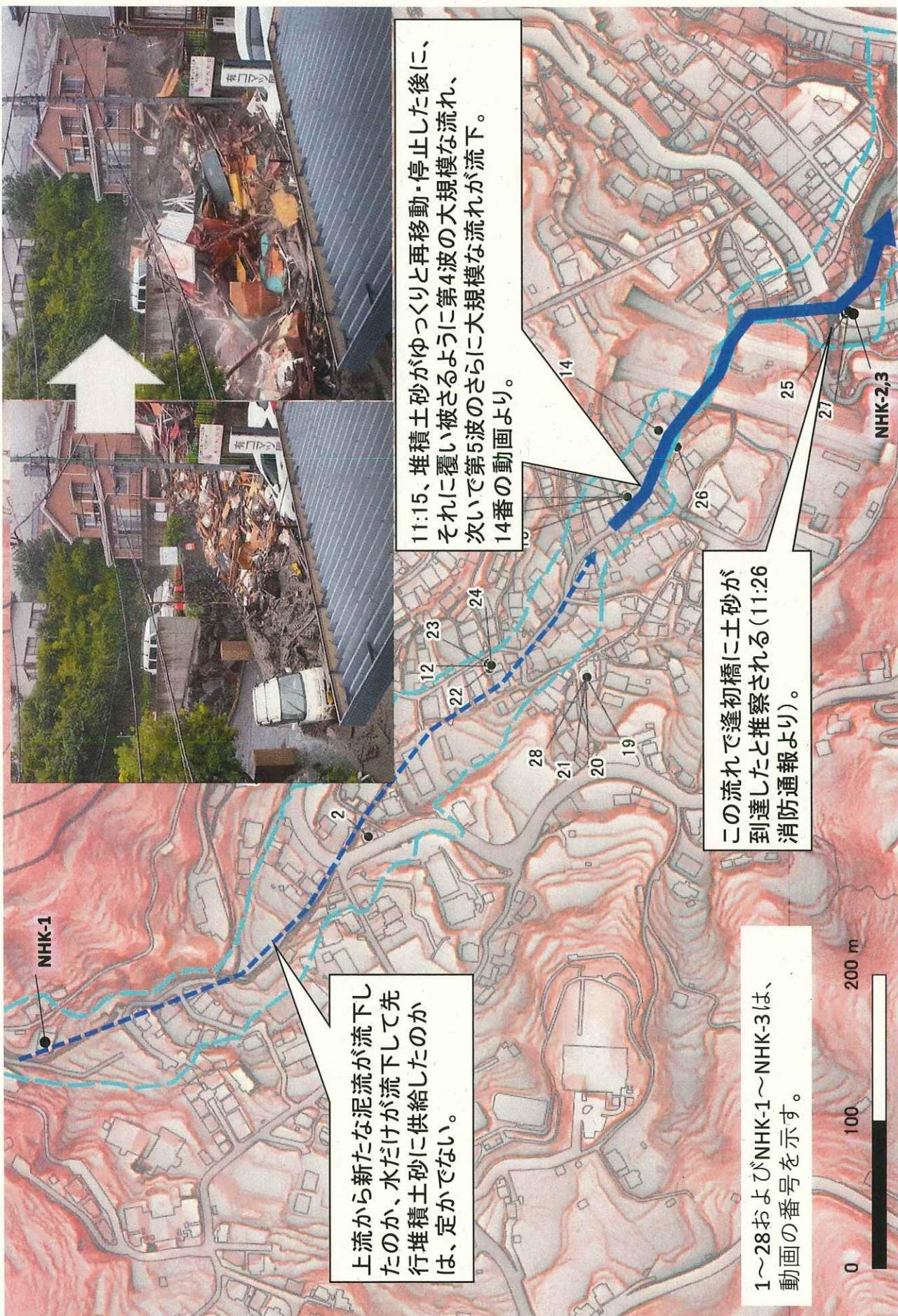
土石流の流下時系列④ 11時すぎの小康状態

非公開資料

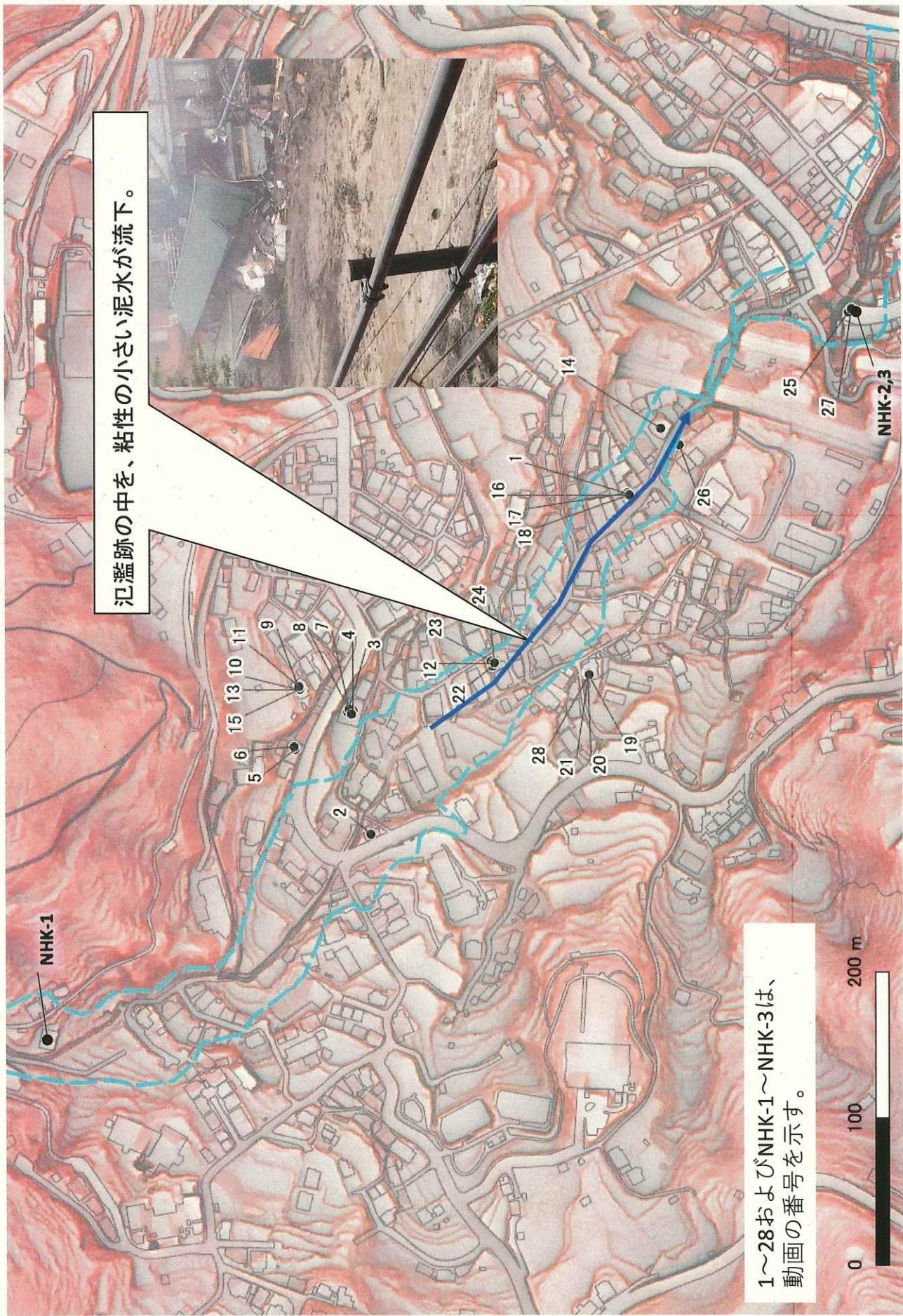


土石流の流下時系列⑤ 11:15第4波・第5波

非公開資料

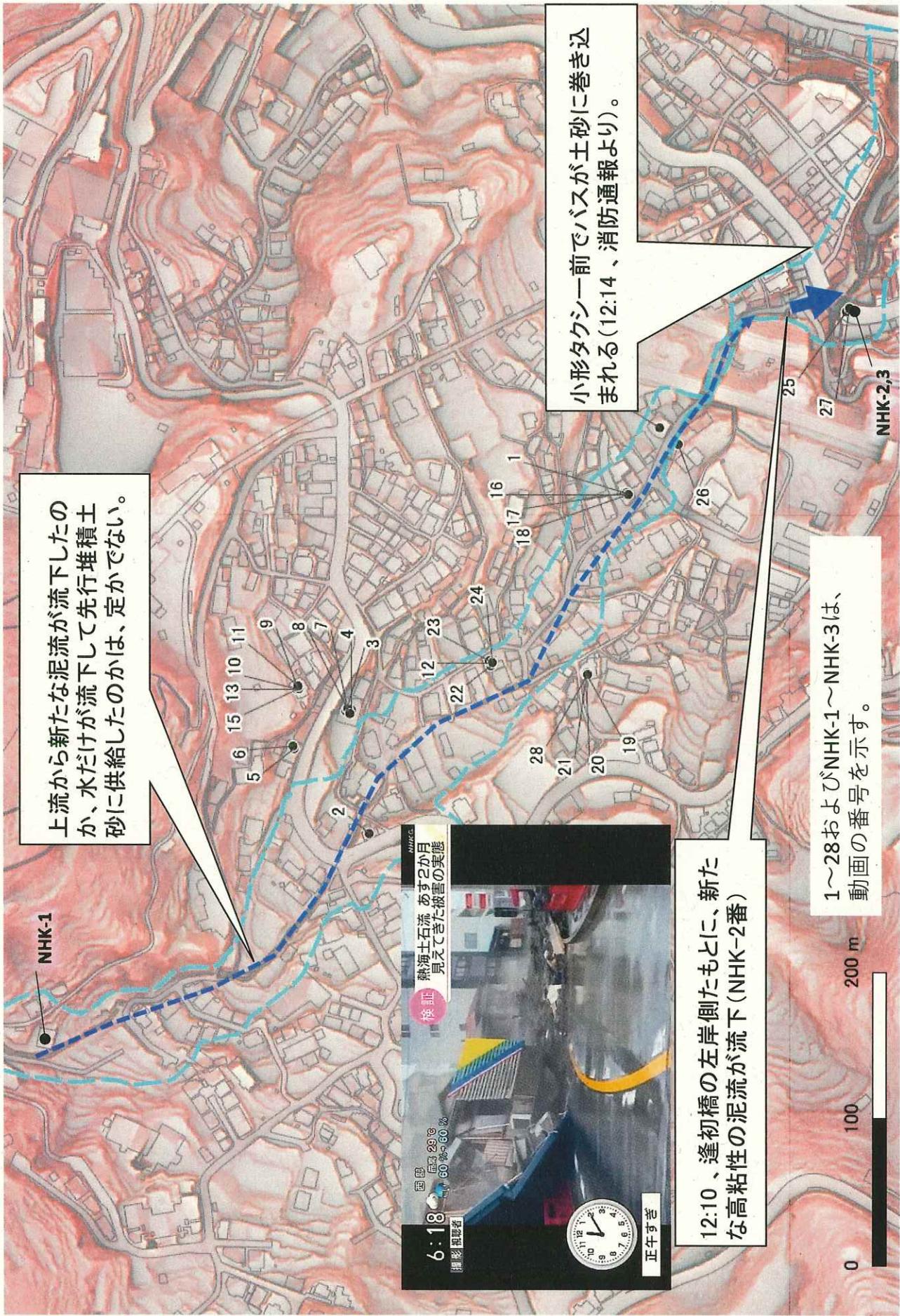


土石流の流下時系列⑥ 12時までの小康状態

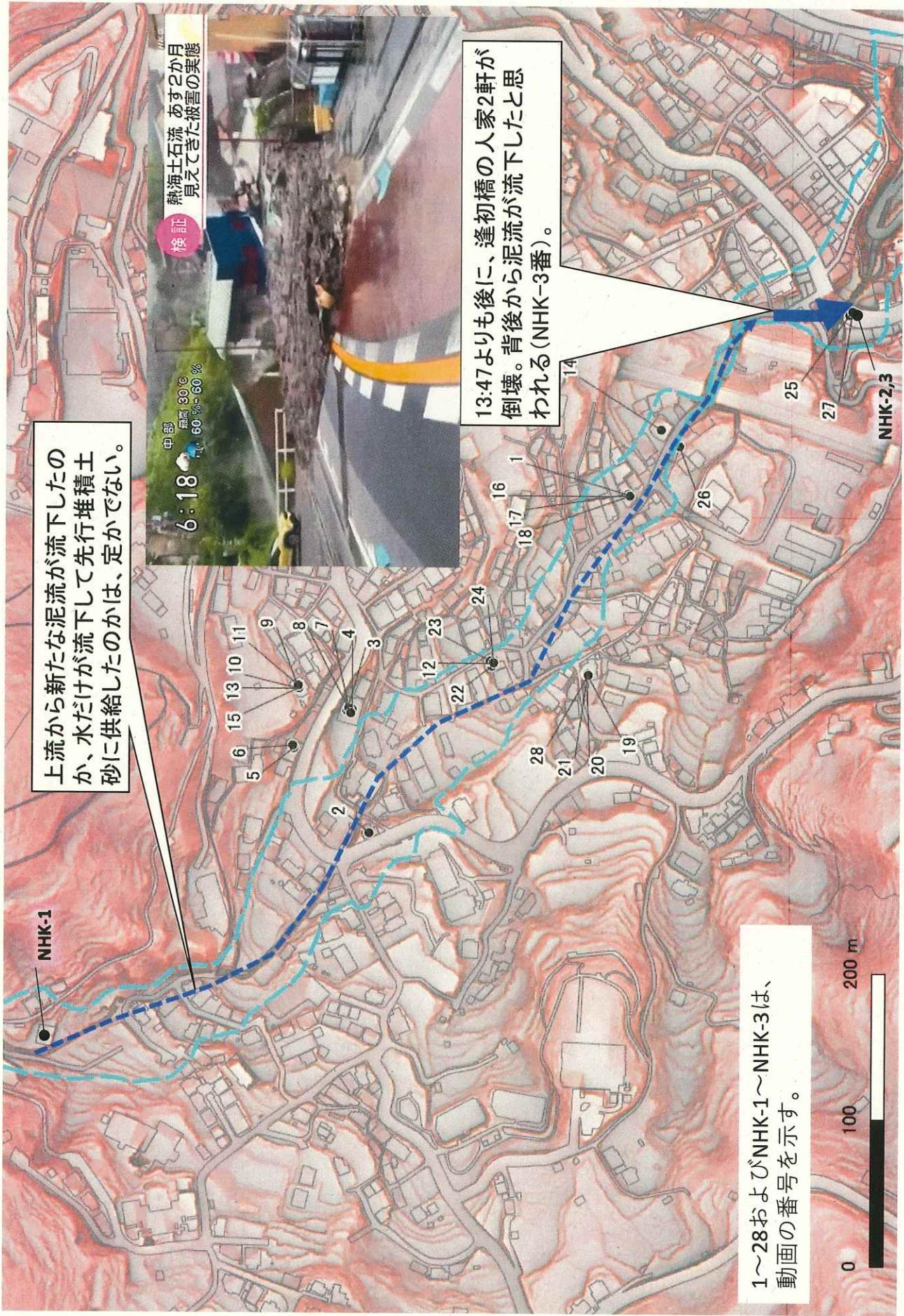


土石流の流下時系列⑦ 12:10第6波

非公開資料



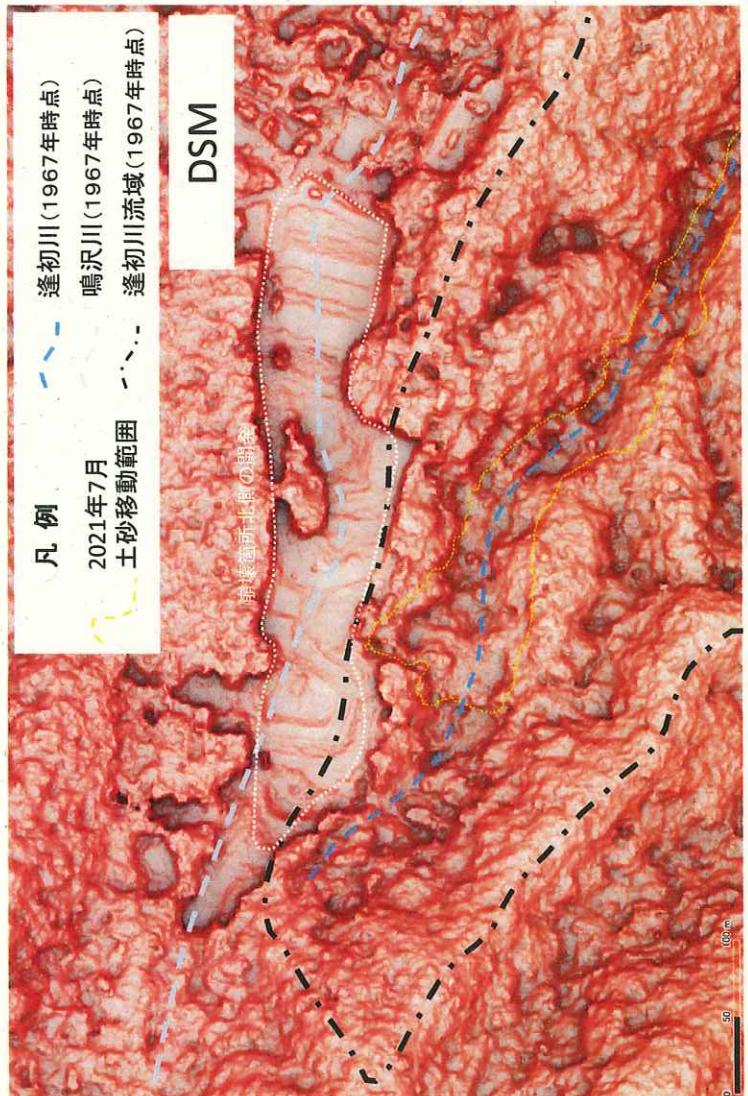
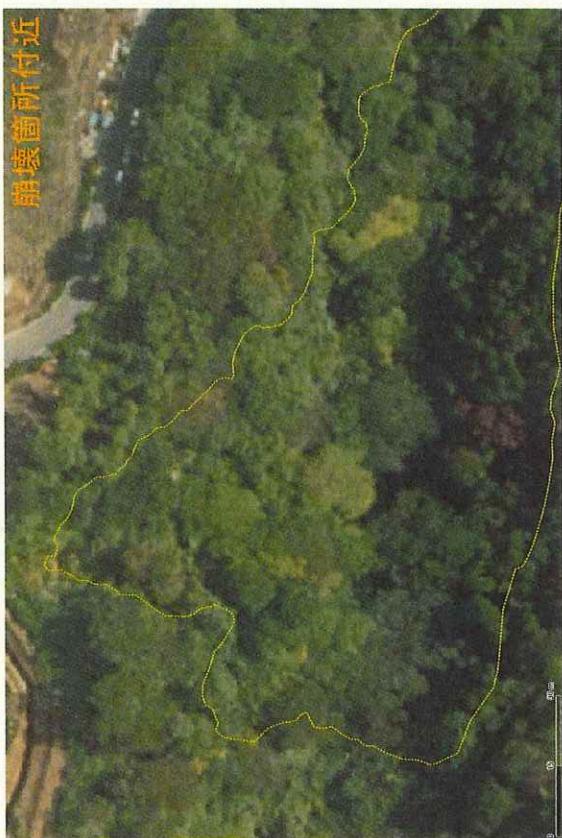
土石流の流下時系列⑧ 13:50以降 第7波



3. 盛土履歴

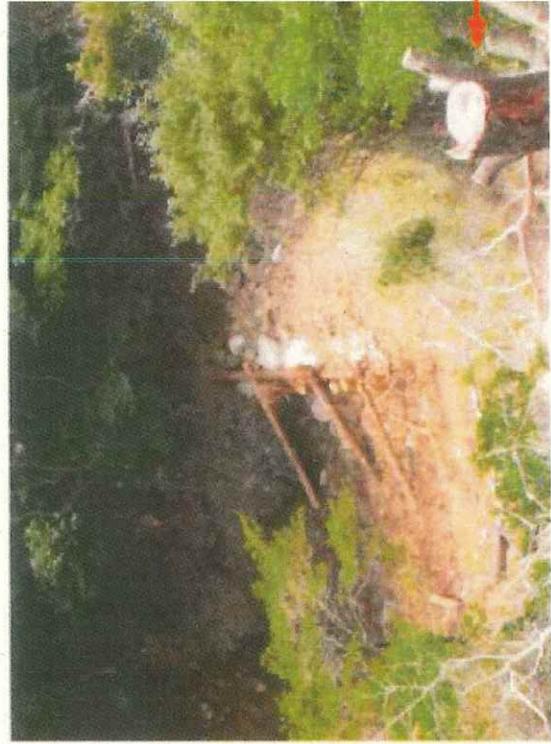
2005年11月8日

崩壊箇所北側の造成が行われている。崩壊箇所は積極的な地形改変は行われていないよう見える。



2007年5月22日

2007年5月22日撮影
(県東部農林事務所現地調査)



沢の本流の標高350m付近に転石土留、その20mほど上流に土留柵。森林はすでに広範囲に伐採されている。

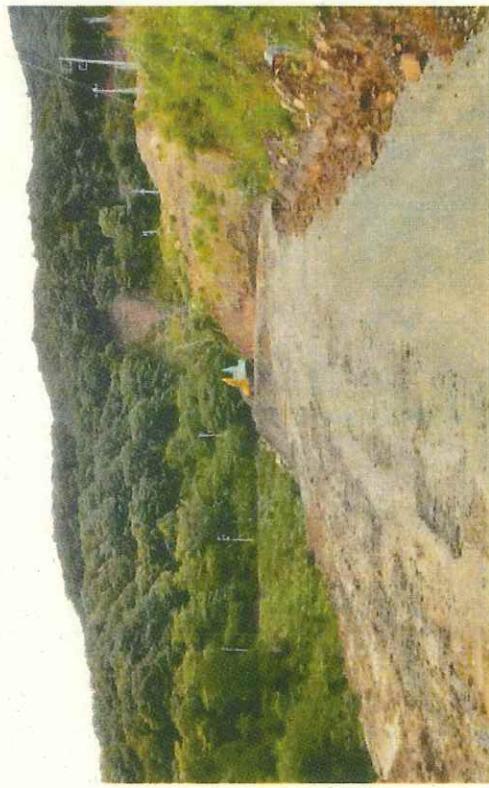
2007年7月13日

2007年7月13日撮影
(県東部農林事務所現地調査)



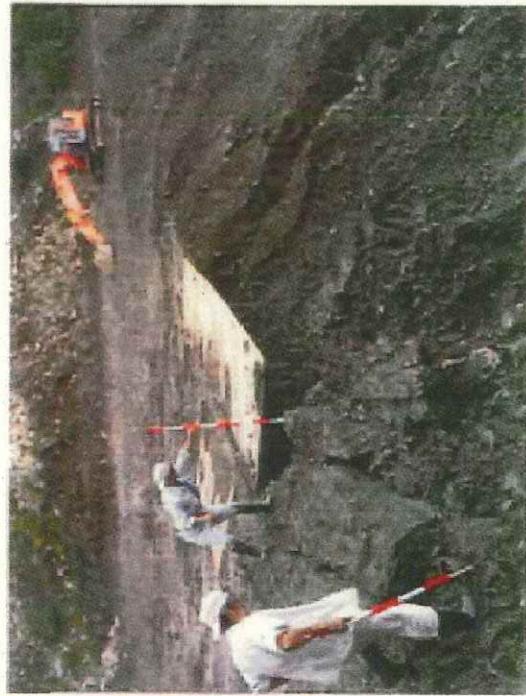
2009年6月24日

2009年6月24日撮影
(県東部農林事務所現地調査)



2009年10月9日

2009年10月9日撮影
(県熱海土木事務所現地調査)



雨水により、開発地の転圧不足の土砂が
流れ出していることを確認。



2010年7月8日

2010年7月8日撮影
(朝日新聞デジタルより引用)



非公開資料

2010年7月8日に撮影された土石流の起点付近
にあつた盛り土=静岡県熱海市、読者提供

固形化剤と思われるものの表層への投入

2010年8月31日

2010年8月31日撮影
(県東部健康福祉センター現地調査)

残土処分場の中腹あたりで、固化剤を混ぜながら修復していた。



崩れた場所から上段を望む。赤い線あたりから上の土に木くずが混入している。



残土の状況。20～30cm程度の木の棒がかなり混入している。



2011年8月30日

2011年8月30日撮影
(県東部健康福祉センター現地調査)



排水状況が悪く、小段の上に水たまり、左岸側に水みち、崩壊が見られる

2012年4月5日

2012年4月5日撮影
(県東部農林事務所現地調査)



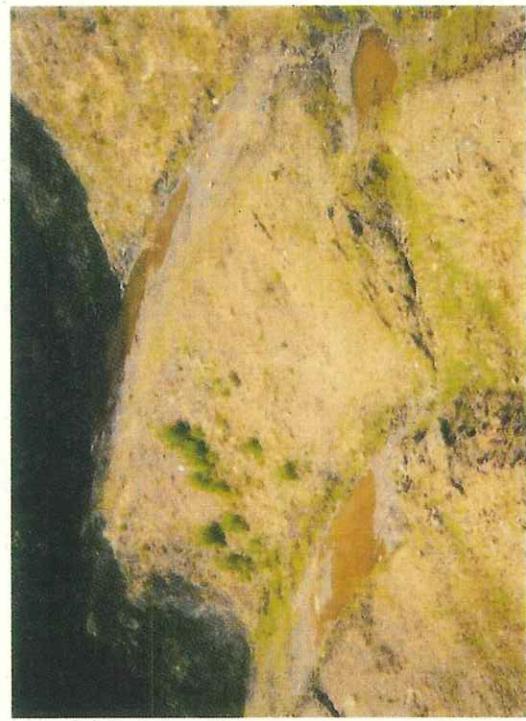
残土による盛土法面



法面の浸食発達状況



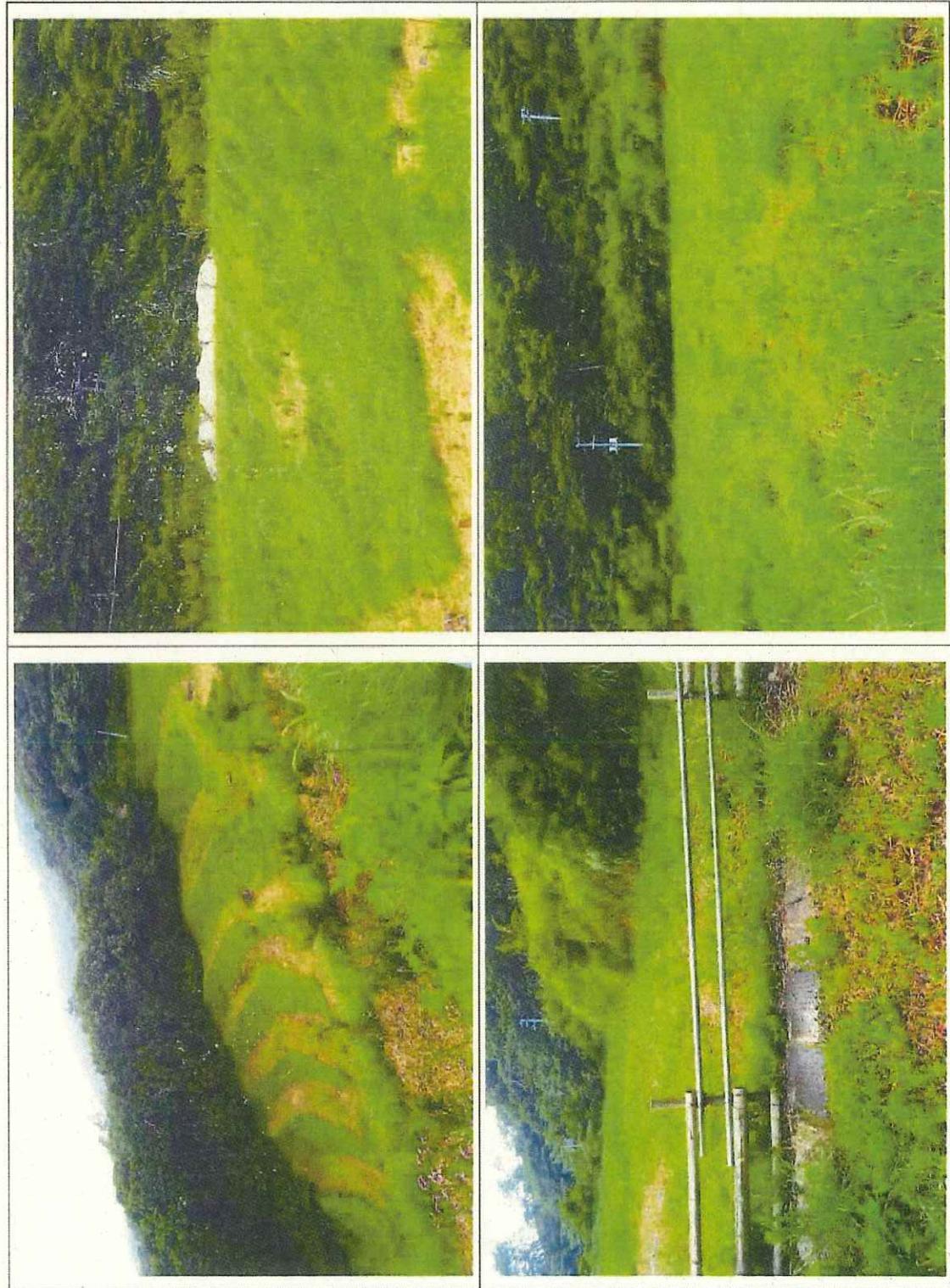
法面の緑化状況



小段勾配の処理の悪さによる盛土法面の水溜り

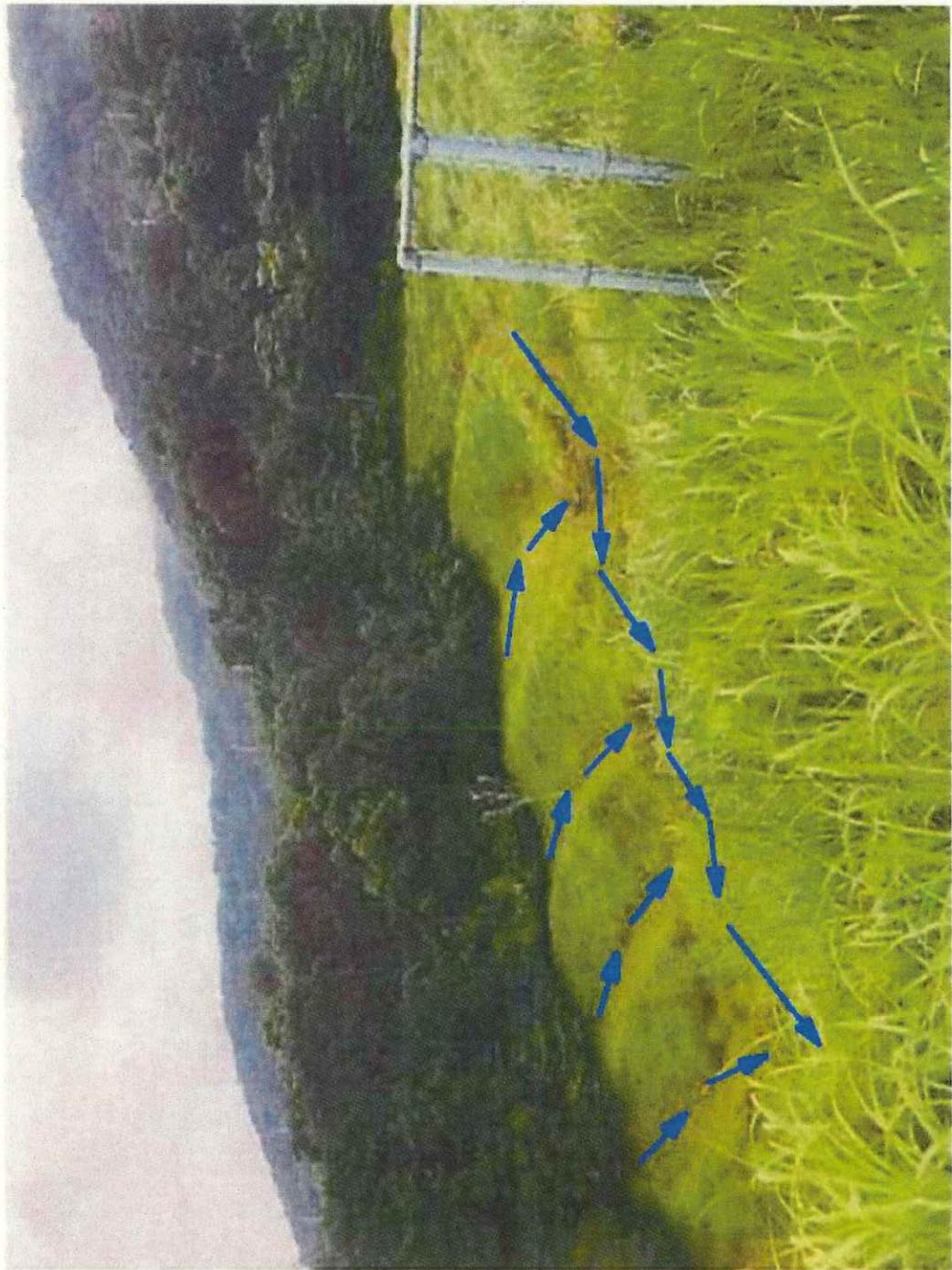
2017年8月2日

2017年8月2日撮影
(県東部健康福祉センター現地調査)



2021年6月30日

2021年6月30日撮影
(県東部健康福祉センター現地調査)



全体としては草が繁茂している。左岸側に水みちがみられる。

→ 推定される水の流れ



4. 盛土崩壊の原因（現在までの調査結果から分かったこと）

(1) 降雨強度

長雨蓄積型の降雨であったことが、盛土の崩落の原因となっている。

3日間雨量で見ると、7/1～7/3の降雨は20年に一度程度の雨と推定される。

(2) 崩壊前の盛り土の構造

- ① 崩壊した盛り土は標高350m～405mの間に形成されていた。（その上流部にも盛り土は行われていたが、落ち残っている。）（事実）
- ② 盛り土の下端は、林地開発許可違反の復旧工事で設置されていた「転石積の土留十丸太土留」を何らかの方法で補強した土留が設置されていた。排水管は直径20cmのコルゲート管が土留から短い長さで設置されていた。（確度の高い推定）
- ③ 盛り土の中には排水管は設置されていなかった。（確度の高い推定）
- ④ 盛り土の表面には十分な排水溝は設置されていなかった。
- ⑤ 盛り土の表面、とりわけ標高が下部の盛り土は固化剤の使用により固く、水が地中浸透しにくい状況にあった。（確度は中程度の推定）
- ⑥ 盛り土の小段（10段）の水平面は地中浸透がしにくい状況にあり、左岸側に緩く傾斜していたため、盛り土の上に降った雨は左岸側に流れ、そこに自然に形成された水みちを通じて下部に流れている。（事実）
- ⑦ 盛り土の表面は草地化しており、強雨があっても表層崩壊が起きにくい状況にあった。（確度の高い推定）

(3) 逢初川源頭部への水の流れ

- ① 地表水の流域からの水の流れ

地表水の流域面積は46,684m²。

7/1～7/3 10:00までの期間雨量（熱海雨量観測所）は、449mm。

日本気象協会の分析を踏まえ、逢初川源頭部付近の雨量を、熱海雨量観測所の雨量の約1.1倍とし、期間雨量を500mmとする。

7/1～7/3 10:00までに逢初川の流域に降った雨の総量は、500mm×46,684m²=23,342m³となる。

- ② 鳴沢川流域からの地下水の流れ

「地下水に関する考察」に示されたように、逢初川源頭部の盛土の下端付近には、「無降雨時の基底流量」があることが確認された。また、より上部（標高の高い地

点) にも當時湧水点が確認されている。

また、7月4日の早朝の観測においては、崩壊地左岸最上部付近からも湧水が確認された。

以上のことから、下記のことが言える。

イ. 盛土の下端付近は、基底流量により、常に土砂は湿潤状態、あるいは水で空隙が飽和されている状態にあった。

ロ. 7月1日～3日の長雨により逢初川源頭部の上部の流域の地中及び鳴沢川流域の崩壊地に近い領域においては地下水位が上昇した。これにより、源頭部下部から上部までに多数存在する地下水の湧出点から盛り土内に大量の地下水が供給されていた。

③ ①②の推定から見て、崩壊地上端の道路より下部にある約6万m³の盛土は、常時から下端付近は水の飽和度が高い状態にあり、そこに、7月1～3日の降雨により、逢初川流域の総雨量23,000m³のほとんどが流れ込み、かつ、鳴沢川流域から地下水が流入した。かつ、長雨により地下水位が上がっているため、盛り土の上部へも地下水が流入し、上部まで土砂の飽和度が高まっていた。

(4) 盛土の崩壊

(前提)

中下流域での土石流の第一波、第二波等の時間は特定できるが、上流域でいつ崩壊が始まったのかは特定できない。時間が特定できるのは、盛土左岸側最上部の崩壊が10時53分であることだけである。

(推定される崩壊現象) (確度は全体としては中程度。)

(一次崩落)

① 盛土下部で崩落が始まった。その時間と規模は不明。第一次崩落が一回なのか、数回に分かれて発生したのかは不明。一次崩落土は極めて粘性が高く、流木を含んで、ゆっくり流下した。砂防堰堤で7,000m³が捕捉され、堰堤を超えて堰堤下にも堆積し、その後、住宅外に流れ込み、先端部はバス通り付近で停止した(10時28分頃)。

② 途中に、小さな土砂ダムが形成され、そこに、第二次崩落の土砂が流下していくまでの間、流水を貯留した。(この現象の証拠はない)

(二次崩落)

③ 10時53分に、左岸側上部が崩落した。右岸、左岸で流下痕跡高が異なるが、これは早い速度、かつ大量の土の流れが流路の曲がり角で乗り上げながら流下したものと考えられる。

流下速度の速い流れは、下流では10時55分の第二波のみであることから、この流下痕跡を残したのは第二波であると考えられる。

- ④ また、流下痕跡の標高が高い側（両方とも右岸側）では、盛土が堆積していない。よって、この痕跡を残した流れは水分量が多いものだったものと推定される。
- ⑤ 源頭部左岸最上部付近は、仮に飽和度が100%となつたとしても、10時55分バス通り付近で見られた大量の水を含むことはできない。
- ⑥ よって、一次崩落の隙に小さな土砂ダムが、盛土下端より下流のどこかに形成され、逢初川源頭部からの流出水と、一つ南側の沢からの流出水を貯留していた。そこに二次崩落の源頭部左岸上部の土砂が落ち込み、土砂ダムを崩壊させた。（大胆な推定）
- ⑦ 源頭部の左岸の土砂にわずかに先行する形で、土砂ダムの水が流下し、バス通り付近で水しぶきを上げる形となった。また、水分量の多い土砂は、流下痕跡を残す形で斜面の表面を洗いながら、流下した。
- （三次崩落）
- ⑧ その後は、三次崩落として、盛土右岸側の土砂の崩落などが起きた。
- ⑨ 土石流は、河床に堆積、飽和、流動化、停止を繰り返しながら、中下流域で段波となり流下した。

土石流災害発生時の雨量規模

1. 要旨

逢初川流域で土石流災害が発生した際の雨量規模について、過去に観測された雨量データから見て、どの程度の頻度で発生する雨量かを検討した。逢初川に最も近い雨量観測所である熱海（静岡県）は、観測期間が2000年からと短いため、熱海観測所の近傍で観測雨量に相関があると考えられ、統計期間が1937年からと長い「網代（気象庁）」の雨量データを用いて検討する。

簡易的な検討の結果は以下のとおりである。すなわち、網代での今回（2021年7月1日～3日の降雨）の3日間雨量は、過去85年間で2番目に大きな降雨（年最大値での比較）。1番目に大きな降雨は2003年。3日間雨量が約400mmの雨は、80年に4回。これらから、今回の降雨は、3日間雨量では20年に1度程度の雨と推定される（統計処理方法としては正確性を欠いている）。

今後、最終とりまとめまでに、さらに詳細に雨量データの分析を進める。

2. 観測雨量（2021年7月1日～3日）

	観測雨量 (mm)			
	熱 海		網 代	
3日間雨量	491	7月1日～3日	411.5	7月1日～3日
最大24時間雨量	260	7月2日8時～7月3日8時	183	7月2日11時～7月3日11時

（以下は、近傍の観測所である熱海（静岡県）ではなく、観測期間が長い網代（気象庁）の雨量で比較する。）

3. 網代観測所における既往観測雨量（年最大値）との比較

（1） 3日間雨量

今回は、1937年から85年間で2番目に大きな降雨（年最大値）であった。

順位	年	月	日	雨量 (mm)	備考
1	2003	8	16	422.0	8/14～8/16
2	2021	7	3	411.5	【今回】7/1～7/3
3	1961	6	28	406.7	6/26～6/28
4	1983	8	17	399.0	8/15～8/17

（2） 最大24時間雨量

今回は、1953年から69年間では22番目（年最大値）であった。

順位	年	月	日	雨量 (mm)	備考
1	1961	6	29	341	
2	2003	8	15	290	
3	2014	10	5	269	
4	1966	6	28	264.4	
22	2021	7	3	183	【今回】7/2_11時～7/3_11時

（参考） 使用した雨量データ

- ・ 網代（気象庁）：日雨量 1937年～2020年、時間雨量 1953年～2020年

盛土（実体は残土処分場）の造成と行政対応の経緯の概要

1. 当初計画（2006年9月21日～2007年4月9日）

- ・2006年9月、A社が35万坪の土地を購入し、内、最初に8万坪を宅地として造成する計画。逢初川源頭部付近では、標高300～400mまで大規模盛土して宅地造成する計画。
- ・第1期として、その基盤となる大規模ロックフィル（岩石積）の堰堤+盛土を造成する計画。
- ・2007年3月、A社が市に県土採取等規制条例に基づく「土の採取等計画届出書」を提出。
- ・2007年4月9日、市が土の採取計画届出書を受理したことによって、盛土が可能となった。

2. 林地開発許可違反等により盛土造成ができなかった期間

（2007年4月10日～2008年8月7日）

- ・A社は直ちに工事を開始したが、2007年4月27日、林地開発許可違反行為（無許可の1ha以上の開発行為）が行われていることが県、市に現認され、森林法に基づき、土地改変行為の中止、森林の現状復旧が必要となった。
- ・地山や盛りこぼした土砂の流出を防ぐため、沢の下端に転石積土留+丸太土留柵を設置。
- ・2008年8月7日、林地開発許可違反の是正措置が終了。

3. 当初計画を変更し、残土処理場として利用を計画

（2008年8月12日～2009年12月9日）

- ・2008年8月12日、A社は残土処理場としての利用計画を県、市に説明した。
- ・2008年4月8日で、土採取計画の工期は切れていたので、工期延長が必要。また、開発行為が1haを超える場合は、林地開発許可が必要となる。A社は逢初川源頭部を1ha未満で残土処理場として利用することに計画変更したものと推定される。
- ・2009年1月21日、市は土採取計画の工期延長を決定。
- ・2009年6月24日、県と市が以下を確認。

届出の土採取計画では、盛土下端には大規模ロックフィル堤体を設置する計画となっている。その計画で工期延長を受けたにも関わらず、ロックフィル堤体を設置せず、林地開発違反の是正のため設置した小規模の転石積土留+丸太土留柵をそのまま利用して残土を上部に搬入。

- ・2009年7月20日、0.58haで森林法の伐採届を提出。
- ・その後、伐採届の0.58haを超える1ha前後の伐採が確認されたため、県、市がA社を指導。
- ・その後も土砂の搬入が続いた。
- ・2009年11月、市が、A社に対し、土条例に基づく文書指導。
- ・2009年12月9日、A社は、市へ、「土の採取等変更届書」を提出。

盛土量 36,640 m³、工期限 2008.4.8→2010.4.8
ロックフィル→土堰堤

この変更届出書の内容は実際の現場とは大きく異なった虚偽申請の疑いのあるものだったと推定される（確度の高い推定）。届出書では盛土は365～380mまでとされていたが、実際にはそれより高い高さまで搬入されている。届出の盛土量は36,640 m³となっているが、地形図から県が算定すると365～380mの高さでは約6,000～8,500 m³しか入らないことが判明した（2021年9月の算定）。

4. 偽りと疑いのある土採取計画のまま、さらに計画とは異なる高さまで盛土を造成 (2009年12月10日～2011年2月25日)

- ・盛土は365～400mまでの間、及び道路を挟んでその上部にまで盛り土がされている。総盛土量は7万m³以上と推定される。
- ・その後も、複数関係者により残土や廃棄物（木くず）が搬入された。
- ・転圧されず、ゆるい状態で盛り土され、地中及び表面の有効な排水設備がないことなどから、盛り土の崩落が何度も発生していた。
- ・このような状態にあるにもかかわらず、2010年11月4日、A社とD社は市を訪問し、もっと土砂を入れたい旨を述べている。これに対し、市は認めないとした。
- ・その後も残土搬入が継続。

5. 土地所有者がA社からC者へ変更（2011年2月25日以降）

- ・C者へは土採取等の行為の届出の地位は承継されていない。
- ・新たな大量の残土搬入はなく、盛り土の整形や緑化等が行われた。C者以外の者が残土の搬入を続けていた可能性がある。
- ・2011年3月4日～3月17日、県と市が協議。土砂の流出、崩壊等の危険があるため、緊急の是正を行わせる必要があることを確認。
- ・2011年8月頃、D社が斜面整形、水路拡張、調整池の設置を実施。（2011.8.30 D社が市に工事写真帳を提出）
- ・C者は、A社が何ら対応しないため、現土地所有者として、逢初川源流上部土地崩落現場の修繕工事などの問題案件処理に善意をもって解決する覚悟を示した（2013年1月9日付）が、現在まで、その問題解決は行われていない。

6. 全体として

前土地所有者はA社、現土地所有者はC者であるが、残土や廃棄物の搬入には、A社、B社、D社、E社、F社、G社、H社、J社などが関係している。とりわけ、2009年12月10日以降は、県、市が、誰が実施責任者かと問うても「私ではありません」という答であり、現場の状況の改善が進まない状態であった。

関係者一覧表

対外非公開資料

関係者	関係者の説明	関係者名
A社	前土地所有者	[REDACTED]
B社	盛土造成部実行行為者	[REDACTED]
C者	現土地所有者	[REDACTED]
D社	土採取等規制条例届出書 現場責任者（2007.3.9～） ④区域の林地開発許可の施工者 ⑥区域のコンクリートがら搬出元の現場請負者	[REDACTED]
E社	土採取等規制条例届出書 現場責任者（2009.12.9～） B社=E社	[REDACTED]
F社	木くず混じりの土砂の搬入者	[REDACTED]
G社	土砂の搬出元（の一人）	[REDACTED]
H社	(赤井谷) 出入り業者	[REDACTED]
I社	④区域の開発者	[REDACTED]
J社	前土地所有者へ解体工事費用を貸し付けた者	[REDACTED]
K社	現土地所有者が経営するグループ会社	[REDACTED]
L社	現土地所有者が経営する建設部門のグループ会社	[REDACTED]
T者	不動産業者	[REDACTED] [REDACTED]
U者	現土地所有者の代理人	[REDACTED] [REDACTED]

令和 3 年 10 月 29 日

①区域 热海市逢初川源頭部の盛土の造成状況

1 概要

① 2006 年 9 月 20 日、土地改变行為の前の状態。 (写真 1)

② 2006 年 9 月 21 日、前土地所有者 A 社が土地を取得。

③ 2007 年 3 月 9 日、A 社が、市へ、県土採取等規制条例（以下「土条例」という。）に基づく「土の採取等計画届出書」の提出を行い、市が受理。

（工期限：2008 年 4 月 8 日） (資料①-1 届出書)

④ 2007 年 4 月 27 日、市から県へ、A 社が林地開発許可違反となる 1 ha を超える開発行為が行っている旨の通報。

⑤ 2007 年 5 月 2 日、県東部農林が A 社から事情聴取。2箇所の合計で 1 ha を超える開発計画。1 ha を超える場合は林地開発許可が必要であることを説明。

(資料①-2 区域図)

⑥ 2007 年 5 月 22 日、県東部農林、市が、A 社に対し、林地開発許可違反（疑い）に係る事情聴取。沢の本流流末に転石積の土留、その 20m 上流に丸太組転石の土留の設置を確認。 (写真 2)

⑦ 2008 年 1 月 21 日、A 社が、県、市へ盛土計画を説明。土石流が流れないよう、しっかりと施工すると説明。

⑧ 2008 年 8 月 7 日、県指導の林地開発許可違反の是正が完了。

⑨ 2008 年 8 月 12 日、県東部農林、県熱海土木、市が、A 社に対し、開発計画について指導。 (写真 3 : 2008. 12. 12)

⑩ 2009 年 6 月頃、既に条例の届出の工期限（2008 年 4 月 8 日）が切れていたが、変更の手続きがされないまま、土砂の搬入が行われていることが判明。このため、市は、工期、工法について、変更の手続きを行うよう A 社を指導。

⑪ 2009 年 10 月 8 日、伊豆山港や逢初川河口部で土砂流出によるにごりが発生したため、同 9 日、県熱海土木が上流部を調査。残土処理がほとんど行われていることを確認。 (写真 4)

⑫ 2009 年 11 月 4 日、県熱海土木、県東部農林、市は、今後の対策を協議。同 11 月 13 日、市は、工期、工法について変更の手続きを行うよう、A 社に文書指導。

⑬ 2009 年 12 月 9 日、A 社が、「土の採取等変更届出書」（第 1 回）を提出。
（工期限：2008. 4. 8→2010. 4. 8 工法：ロックフィル→土堰堤。現場責任者 D 社 → E 社） (資料①-3)

⑭ 2010 年 3 月 23 日、A 社が、市へ、土の採取等変更届出書（第 2 回）を提出。

（工期限：2010. 4. 8→2010. 7. 8）

⑮ その後、工期限（2010 年 7 月 8 日）を過ぎても完了届が提出されず、土砂の搬入が続いた。

⑯ 2010 年 8 月、市から県へ、現場に木くずが埋まっているとの情報提供があり、現地調査。木くずの混入を確認したため、県東部健康福祉センターが指導。
木くず混じりの土砂の搬入者は F 社。同年 11 月 19 日に現場から撤去することを確認。 (写真 5)

⑰ 2010 年 9 月 17 日と 10 月 8 日に、市は、A 社に対し、工事中止と完了届の提出をするよう文書指導。（この頃、しばしば斜面の崩壊が発生。）

(写真 6 : 2010. 10. 7) (写真 7 : 2010. 11. 2)

⑱ 2010 年 11 月 4 日、市に A 社と D 社が来所。もっと土砂を搬入したいと申し立て。市は搬入を認めない方針。

- ⑯2011年2月、土地所有者がA社からC者に変更。
- ⑰2011年5月、県熱海土木、県東部健康福祉センター、市、前土地所有者A社、現土地所有者C者の関係者が集まり、今後の対応について協議。県、市が、産廃の適正処分、防災工事の実施などを指導した。
- ⑲2011年7月12日、A社が、市に、土の採取等変更届出書（第3回）を提出。
(工期：2010.4.8～2010.7.8→2011.7.13～2011.8.15)
- ⑳その後、A社等により法面の整形が行われたが、その後も崩落は発生。
(写真8) (写真9)
- ㉑2012年10月、県東部健康福祉センターが現土地所有者C者から聴取。
C者：現場は、土砂流出防止工事、市水道施設上部土砂流出防止工事、宅地造成工事、グラウンド造成工事を順次行う。
- ㉒2013年1月、C者から、県東部健康福祉センター所長宛に書面が提出された。
「逢初川源流上部土地崩落法面の修復工事等については、現土地所有者として、善意をもって解決する覚悟である。」旨の記載あり。
- ㉓2014年8月1日、D社O氏が、県東部健康福祉センターに来訪。
O氏：現場はこれまで2回土砂すべりを起こしている。自分は防災工事のために3回現場に入っているが、賃金の支払いがないので途中で引き上げた。
- ㉔2015年4月16日、報道機関の記者が、県東部健康福祉センターに来所し、前土地所有者の不法投棄について県が動かないのは行政の怠慢と指摘。
- ㉕2013年4月以降、県東部健康福祉センターが、新たな廃棄物の不法投棄が発生していないか等の確認のため、継続的に現地調査を実施している。
- ㉖2021年6月30日に同センターが現場確認した際の現場は写真10のとおり。



関係者一覧

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者
B社	盛土造成実行行為者
C者	現土地所有者

D社	土採取等規制条例届出書 現場責任者 (2007.3.9～) ④区域の林地開発許可の施工者 ⑥区域のコンクリートがら搬出元の現場請負者
E社	土採取等規制条例届出書 現場責任者 (2009.12.9～) B社=E社
F社	木くず混じりの土砂の搬入者
G社	土砂の搬出元 (の一人)
H社	(赤井谷) 出入り業者
I社	④区域の開発者
J社	前土地所有者へ解体工事費用を貸し付けた者
K社	現土地所有者が経営するグループ会社
L社	現土地所有者が経営する建設部門のグループ会社
T者	不動産業者
U者	現土地所有者の代理人

2 経緯

日付	内容	県引用文書	市引用文書
2006. 9. 20	逢初川源頭部では土地改変行為は行われていない。木や草が繁茂している。 (写真1)		
2006. 9. 21	前土地所有者A社が、当該地を含む土地を取得 (35万坪、約120ha)。	登記情報	
2006. 10. 2	A社が、市に県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書(その1)を提出。 (面積: 9,446 平方メートル 行為の種類: 土地の形質変更、木竹の伐採)	A001	A061002
2007. 3. 9	A社が、市へ、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等計画届出書」を提出。(面積 9,446 m ² 、盛土量 36,276 m ³ 、工期: 許可日から 12ヶ月、現場責任者: D社) (資料①-1届出書) (県の注釈) 届出書には、将来は標高 300m-450mまで盛土がされる可能性がある図が示されている。2007.5.2 の A社からの聞き取り結果から推定すると、まずは、その内、第1堰堤の部分についてだけ実施し、将来はその堰堤を埋め殺す形で大規模な盛土を行い、宅地造成する計画だったと推定される。第1堰堤の計画図では、ロックフィル堤体が標高 350m-380mに設置され、その上に標高 400mまで盛土される計画となっている。 (資料①-2区域図)	A002	A070309
2007. 3. 23	前土地所有者 A 社が、県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書(その2)を提出。(面積: 9,297 平方メートル、行為の種類: 土地の形質変更、木竹の伐採)		A070323
2007. 4. 9	市が、県土採取等規制条例に基づく土の採取等計画届出書を受理。災害防止等について附帯条件を付した。市は受理に際し「土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行うこと。」を「附帯条件」とした。	A003	A070409
2007. 4. 11	盛土計画地について現地調査。前土地所有者 A 社が、七尾本宮線終点付近で、土砂を盛り溢していることを確認。A 社からヒアリングを行ったところ、A 社は「仮置きである。」と主張。		A070411

2007. 4. 12	市は、A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について許可（その1）（その2）を通知。	A004	A070412-1 A070412-2
2007. 4. 25	逢初川を調査したところ、相当の濁りを確認。県土採取等規制条例届出書の現場責任者D社に立会いを要請し、現場の状況を確認。仮設防災工事の施工を約束。		A070425 市写真1
2007. 4. 27	市から県東部農林事務所へ、A社が森林法第10条の2（林地開発許可）の許可を得ないで1haを超える開発行為が行われている旨の通報。	A005	A070427
2007. 5. 2	県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反（疑い）に係る事情聴取を実施。隣接2箇所の合計で1haを超える開発を行う計画のことから、1haを超える場合は、林地開発許可が必要と説明。35万坪の内、8万坪について宅地造成の開発計画を進めていること。	A006	
2007. 5. 11	A社が市に県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書（その3）を提出。面積：5,065.04平方メートル、行為の種類：土石の堆積		A070511
2007. 5. 22	県東部農林事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反（疑い）に係る現地調査・現地指導を実施。 ・森林改変面積が概算で1haを超えていることを確認。 ・沢の本流の流末に転石積土留を施工中で、その20mほど上流に丸太を組んで転石を配置した土留柵が設置。これ以外に土砂の押さえはないことを確認。 ・行為の中止、改変区域の求積を口頭指導。（写真2）	A008	
2007. 5. 29	県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反（疑い）に係る土地の現地調査・現地指導を実施。 ・改変区域の求積図の提出及び責任者による防災対策に係る詳細な説明の実施を口頭指導。	A011	
2007. 5. 31	県東部農林事務所は、A社に対し、当該行為が林地開発許可違反と判断し、森林法に基づき、土地改変行為の中止、土地の形質変更面積の実測・求積図の提出、復旧計画書の提出を文書指導。（森林法10条の2第1項） (資料①-2区域図)	A012	
2007. 6. 4	市が、A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について許可（その3）を通知。		A070604
2007. 6. 5	県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。 ・開発行為の中止、改変区域の求積、復旧計画書の作成及び土砂流出防止対策（応急対策の実施）を口頭指導。	A014 A015	
2007. 6. 7	県土地対策室、県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が打合せ。 (市) ・下流流下能力が1/1ないので開発できないことは、市から業者に伝えてある。 今回の盛こぼした土は絶対に撤去させる考え。ただ、最終的には開発を止めることはできないと考えており、しっかりとしたものを作らせようという考え方。 (県土地対策室) ・今の時点では開発行為になっていないため、都市計画法ではものが言えない。 ・業者に対し、逢初川の上流で土を動かしているようだが事情を聞かせてもらいたいとして、協議をもってはどうか。その際には、下流流下能力が1/1ないので河川を改修しなければ開発ができないことを、県から	A016	

	業者にはつきり伝える。		
2007. 6. 27	<p>県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法尻に丸太柵工が設置されていることを確認。 ・土砂を盛りこぼした法面は不安定土を除去。除去した土砂は、セメント安定処理で固定。 ・改変区域の求積図及び復旧計画書の提出を口頭指導。 ・転石積みで高さのある堰堤を設置するのは、崩壊した場合に危険。転石積みの護岸を法尻に配置すれば護岸浸食の防止が図られる。沢本流に丸太等で土留工を設置することにより、不安定土砂の固定を図る。 <p>(県の注釈) 上記の指導は、あくまで、無届出伐採や土砂の盛りこぼしで不安定な斜面からの土砂の崩落を防ぐためのものとして農林事務所が指導。盛り土の崩落を防ぐためのものではない。</p>	A017	
2007. 7. 13	県東部農林事務所、市が、林地開発許可違反に係る現地調査を実施。 ・法面への種子吹付の施工を確認。 ・渓流部への丸太積土留柵の施工を確認。	A018	
2007. 9. 10	県東部農林事務所が、林地開発許可違反に係る現地調査を実施。	A020	
2007. 10. 12	県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。 ・A社から提出のあった求積図について現地確認。形質変更した部分については、すべてを求積するよう補正指導(口頭)。	A022	
2007. 10. 25	県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。 ・補正された求積図について現地確認、再補正指導(口頭)。	A024	
2008. 1. 21	<p>A社が、市まちづくり課、県東部農林事務所、県熱海土木事務所に対し、盛土にあたり事業説明を行った。</p> <p>A社：赤井谷の自社敷地に盛土する。6,000 m³くらい。伊豆山の他の敷地から土を移す。一部神奈川県からも土砂を運ぶ。</p> <p>市：土採取の堤体が大きすぎて非現実的と指摘。</p> <p>熱海土木：土石流が心配。</p> <p>A社：今は当初の届出のとおりいく。開発の形が見えてきたら届出し直す。まじめに地元に説明する。工程は写真に撮って管理する。土石流が流れないようにしっかりと施工する。</p>	A029	
2008. 1. 24	県東部農林事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。		
2008. 2. 22 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・補正された求積図について現地確認、再補正指導(口頭)。 ・復旧計画の提出を口頭指導。 ・復旧計画の内容について口頭指導。(復旧として行う植栽が必要な範囲と植栽方法など) ・違反の面積(転用区域)は、約1.7ha。 <p>(資料①-2)</p>	A030 A032 A036	
2008. 4. 8	県土採取等規制条例の「土の採取等計画届出書」の工事期限終了。	—	
2008. 4. 22 4. 25	<p>県東部農林事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求積図の軽微な補正を口頭指導。 ・A社から県東部農林事務所に、林地開発許可違反に係る復旧計画書の案が提出される。 	A041 A042 A043	

2008. 4. 28	A社が、県東部農林事務所に、林地開発許可違反に係る復旧計画書及び報告書を提出。 復旧面積：1.2329ha 復旧計画の内容（木柵、堰堤等の土砂流出防止工（施工済）、植栽、種子吹付）	A046	
2008. 4. 30	県東部農林事務所は、A社から2008.4.28付け提出された復旧計画書を受理。	A047	
2008. 7. 28	A社が、県東部農林事務所に、森林法に基づく復旧工事完了報告書（2008年7月25日付け）を提出。 ・復旧工事完了日：2008年7月10日 ・復旧工事内容：苗木の植栽、種子吹付、（防災工事）	A048	A080728
2008. 8. 5	県東部農林事務所及び市は、A社に対し、2008年7月25日付け復旧工事完了報告書に基づき、復旧工事の完了を現地確認。 ・マツ苗木の植栽及び種子吹付の実施を確認。	A049	
2008. 8. 7	2007年5月31日の県指導の林地開発許可違反の是正が完了。（森林法10条の2第1項）復旧工事完了報告書の受理をA社へ通知。 県は、A社が作成した復旧工事完了報告書を受理した旨を市に通知。 (県の注釈) A社は、2007年3月9日、県土採取等規制条例に基づく届出を行い、2008年4月8日までの工期限で市が届出を受理している。しかし、林地開発許可違反のため、盛土工事に着手できなかかった。 2008.8.7の林地開発許可違反の是正の完了により、その後、A社は必要な行政手続を経れば、改めて開発行為が可能となった。必要な手続としては、土条例の届出の工期延長（すでに2008年4月8日で工期は終了）、森林法に基づく伐採届出の提出等である。	A050	A080807
2008. 8. 12	県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社から、今後の開発計画を聞き取り。 ・A社：小田原の現場で生じた残土約1万m ³ を赤井谷で処理したい。1ha未満にする。将来的には宅地として販売する。 ・県東部農林事務所から以下の指導。 ・1haを超える開発であれば、林地開発許可が必要である。2度目の違反行為にならないようにしなければならない。 ・逢初川の流下能力の問題を解決し、全体計画で考えて欲しい。	A052	
2008. 12. 12	県防災ヘリコプターからの写真 (写真3)	—	
2009. 1. 14	A社が市に県風致地区条例に基づく風致地区内行為変更許可申請書（その1）を提出。（工期変更）、着手：2008年4月13日 完了予定：2010年4月12日		A090114
2009. 1. 19	A社から県東部農林事務所に対し、「赤井谷への工事に着手することになった」旨の報告。	A055	
2009. 1. 21	A社、市、県東部農林事務所、県熱海土木事務所が今後の残土処理について協議。 ・県東部農林事務所は、「再度の林地開発許可違反は許されない。将来林地開発許可を得ようとする場合は、防災計画を大きく見直さなければならない」旨説明。 ・県熱海土木事務所は、逢初川の土砂流出を懸念。万全な対策を依頼。 ・A社は、「県や市に絶対迷惑がかからないようにする。面積が1haを超えることはない。当面の量は3,000m ³ ～5,000m ³ 程度。」と回答。 ・市は、工期延長を認める。 ・市は、当初の届出（ロックフィルダム工法）の施工は困難であると思わ	A056 A057	A090121

	れるので、防災計画を含め設計の変更を促したい。		
2009. 1. 23	市は、A 社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について変更許可(その 1) を通知。		A090123
2009. 2. 5	盛土箇所隣接地に野積みされているコンクリートガラについて、市、県東部健康福祉センター、県東部農林事務所が現地調査。 ・コンクリートガラのほか、布団、クッション等の野積みを確認。	A059	
2009. 2. 13	盛土箇所隣接地に野積みされているコンクリートガラについて、市、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、県東部農林事務所が、A社に対し、事情聴取及び指導を実施。	A060	
2009. 2. 27	盛土箇所隣接地に野積みされているコンクリートガラについて、市が県東部農林事務所に対し、測量結果等を報告。 ・全面積は、1,220 m ² 、うち森林に係る部分は約 600 m ² 。 ・この測量結果を基に、A社に対し、(伐採)届出の指導を行う。	A061	
2009. 4. 21	A社が、④区域の奥に計画しているヘリポート等の開発計画について、県東部農林事務所、市、A社が打ち合わせ。 東部農林：A社と④区域の開発者 I 社は、別会社と言わざるを得ない。D 工区(④区域の一部)との一体性を問うのは困難。ヘリポート等は 7,000 m ² 単独の開発行為で、伐採届となる。	A062	
2009. 6. 19	市から県東部農林事務所に対し、「最近 A 社が赤井谷に残土搬入している」旨の情報提供あり。	A066	
2009. 6. 24	県東部農林事務所、市が、現地調査を実施。 ・赤井谷において、伐採届の提出なく残土搬入がされていることを確認。 ・土の搬入は小田原の業者。残土場として当地を提供して処分料を受け取り、他の開発に費用を回している。 ・県東部農林事務所から市に対し、現時点では、1ha 未満で小規模林地開発の範疇であるため、小規模林地開発制度等に基づき適切に指導するよう伝達。	A067	
2009. 7. 2	県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社及び盛土造成実行行為者 B 社から残土処分計画を聴取。 ・伐採届を提出せずに伐採及び造成工事をしていることを確認。県東部農林事務所から、工事の中止及び伐採届の手続きを行うよう口頭指導。細かい指導は、(伐採届を所管する)市に聞くよう指導。 ・市から、土採取条例について、申請の範囲と実際が異なっているため、変更の書類を提出するよう口頭指導。	A068 A070	A090702
2009. 7. 20	A社が、市に森林法に基づく伐採届出書を提出 (面積 0.58ha)	A083	
2009. 7. 21	A社が、市に森林法に基づく伐採届出書を提出 (面積 : 0.58ha 伐採期間: 未記入 伐採跡地の用途 : 未記入)		A090721
2009. 10. 9	県熱海土木事務所は、2009 年 10 月 8 日の伊豆山港及び逢初川河口部のにごり調査をうけ、逢初川源頭部の状況を調査。雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出ていることを確認。 (写真 4)	A074	
2009. 10. 16	県森林計画室、県東部農林事務所が残土処理場の現地調査を実施。 ・(現場にいた施工業者からの聞き取り) 横浜から土砂を搬入しており、今後も搬入を続ける。下流河川、漁港で多少の渇水が発生しているが以前ほどではない。 ・盛土の不適切な施工を確認(転圧用機械は使用していない。施工中の盛土勾配が不適切。)	A075	

	(県熱海土木からの聞き取り) 下流の砂防堰堤上下流の堆積土砂が増加している。 (対応方針) 土条例を所管する市を通じて、適正な盛土の実施と下流への土砂流出対策について指導を行うよう依頼する。		
2009. 10. 28	県熱海土木事務所から市に対し前土地所有者 A 社の土砂搬入について「相談に乗るので打合せをしないか」との提案。協議日を 11 月 4 日に決定。		A091028
2009. 11. 4	県熱海土木事務所、県東部農林事務所、市が、残土処理場について今後の対策を協議。 ・現在の危険な状態を行政として放置しておくことは許されない。業者に対し至急何らかの措置を命ずる必要があるということで、3 者(市、熱海土木、東部農林)の認識は一致。 ・土採取条例については期限が切れている。当初申請の下流にロックフィルダムを作るという方法を変更しているにもかかわらず、変更申請もせずに上流部から土砂を捨てているといううざさんな状態。 ・(2009. 7. 21 の伐採届出の範囲(0.58ha)を超えて)現地は(改変面積が) 1 ha を超えている可能性があり、市から面積の算出のための測量も指導。 ・土採取条例上の規制として、土砂搬入の中止、防災措置の変更計画等を市から指導する。	A076 A077	A091104 市写真 2
2009. 11. 13	市が、A 社に対し、県土採取等規制条例に基づく文書指導。 ①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。 ②付帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。 ③土採取行為面積を確定すること。(提出期限 : 2009. 11. 30) 指定日までに提出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ないので、念のため申し添える。	A083	A091113
2009. 11. 13	市が、A 社に対し、森林法の規定による伐採及び伐採後の造林届出書(A 社が 2009 年 7 月 20 日付で提出)の補正又は再提出を文書にて要請。 (県の注釈)無届出で森林伐採が行われていたため、市の指導により、A 社が 2009. 7. 20 に市に「伐採届出書」を提出。面積は 0.58ha。その後、1ha を超えている可能性がある伐採が確認されたため、2009. 11. 13 に改めて市がより広い範囲について、面積や内容を補正して、伐採届出書等の再提出を求めたものと思われる。	A089	A091113-1 A091113-2
2009. 11. 17	市が、A 社を訪問。11 月 13 日の指導事項すなわち、工期及び工法についての変更の手続きを 11 月 30 日までに行うこと、災害防災上の措置を取ること、土地採取行為面積を確定することを指導。		A091117
2009. 12. 1	県熱海土木事務所、県東部農林事務所、市が、残土処理場について今後の対策を協議。 ・最悪のことを考えて、行政代執行の用意をしたほうがいいのではという意見が出た。防災施設設置が最優先。市が土採取条例の違反と、伐採届で当初から計画されていた防災施設を設置するように指導する。 ・A 社は会社として機能していない。土地を借りて行為をしている B 社に直接指導する。 ・防災工事(沈砂池、土堰堤等)ができなければ工事を止める。 ・A 社が 11 月に市に提出した求積図(盛土面積 12,218 m ²)を県熱海土木事務所及び県東部農林事務所と共有。 (県の注釈)2021 年 7 月 30 当時の担当者に聞き取り 県東部農林事務所が、林地開発許可違反時の是正指導に係る資料を確認したところ、求積範囲に土地の改変が為されていない部分(是正指導によ	A089	A091201-1 A091201-2 A091201-3

	り自然復旧した部分。)が含まれており、土地の改変が行われた部分は 1ha を超えていなかった。		
2009. 12. 3	県東部農林事務所から県森林計画課に対し、残土処理場に係る市の指導の結果について情報提供。 日時・相手先：2009 年 12 月 2 日、A 社、B 社 内容：12 月 7 日の週に防災措置(※)を施工する旨の回答があった。 ※最下流部にセメント安定処理により土えん堤を設置。盛りこぼした土砂については流出防止のため整形。	A090	
2009. 12. 10	A 社が、市に、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等変更届出書」(第 1 回)を提出。((注)届出書には 2009. 12. 9 の記載があるが、市は 2009. 12. 10 に受付) (面積 9,446 m ² →9,696 m ² 、盛土量 36,276→36,640 m ³ 工期 2007. 4. 9~2008. 4. 8→2007. 4. 9~2010. 4. 8 盛土下部の工法：ロックフィル→土堰堤 現場責任者 D 社→E 社) (参考資料①-3) (県の推測) 変更届出書では盛土量は 36,640 m ³ となっている。2021 年 9 月、県が、届出書の地形データや県調べの地形データを用いて届出書の計画図のとおりで可能な盛土量を検証。その結果、盛土量は 6,000~8,500 m ³ が搬入可能であることが判明。(A 社が搬入可能量を偽って届出した可能性がある。) (参考資料①-4) 当初申請では土留堰堤は大型のロックフィルダムだったが、2007. 5. 22 に実際に施工されたのは転石積土留+丸太土留柵だった。(写真 2 参照) 2009. 12. 9 の変更届出書では、その土留を利用する形で土堰堤に計画変更。その土留では高い盛土ができないので、高さ 15m の盛土をする計画として偽って申請した可能性がある。	A135	A091210
2009. 12. 10	市が県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届出書(第 1 回)を受理。	A135	A091210
2009. 12. 14	県森林計画室が、県東部農林事務所から、残土処理の状況を聞き取り。 ・B 社が 12 月 9 日より、防災工事(セメント安定処理を行った土堰堤)に着手し、12 月 21 日の週には完了予定。 ・2 月末には法面を成形して、植栽し、完成させる予定。	A091	
2010. 3. 11	現場責任者 E 社が市に工期の延長(6 月末)を申し出る。 ・沈砂池の緑化は来月予定している。		A100311
2010. 3. 23	A 社が、市に、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等変更届出書」(第 2 回)を提出。工期限 2010 年 4 月 8 日→2010 年 7 月 8 日	A135	A100323
2010. 3. 23	市は、県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届出書(第 2 回)を受理	A094	
2010. 4. 13	廃棄物リサイクル課が、B 社から聴取。 B 社：残土処分場は、2010 年 6 月末を目処に土砂崩壊・流出防止工事を完成させる予定。	A095	
2010. 7. 1	県東部健康福祉センター、県東部農林事務所が、赤井谷に仮置されているコンクリートガラ撤去(⑥区域)について、土採取届出書の現場責任者 D 社から事情聴取。 D 社：コンクリートガラ撤去費用の捻出のため、赤井谷で残土処分したい。	A098 A099 A100	
2010. 7. 8	県土採取等規制条例に基づく変更届出書(第 2 回)の工期終了		
2010. 7. 20	県東部農林事務所から県森林計画課へ、残土処分の現状について情報提供。 ・A 社・B 社の残土処理が完了したことから、D 社が残土搬入を継続したい旨の相談を行っている。 ・熱海市は延長を認めない方針	A104	

2010. 8. 20	市が、A社に工事の今後の予定について協議を行いたい旨の協議依頼文を発出。		A100820
2010. 8. 30	市が現地調査。崩れた土砂の整形作業を確認。		市写真 3
2010. 8. 31	<p>県東部健康福祉センターが、市から、木くず等が混ざった土砂が混入されているとの情報を受け、県東部健康福祉センターと市が現地調査。</p> <p>盛土内に木くずの混入を確認。</p> <p>県土採取等規制条例の工期（2010. 7. 8）を過ぎても工事は終了していない。工事の施工者E社（＝B社）が土砂崩落箇所の修復作業を実施していた。</p> <p>（県の推定）2007年5月7日の盛土下端部の土留（写真2参照）は、無届で伐採された斜面からの土砂の流出を防ぐことができる程度のもの。</p> <p>2008年8月30日の写真では盛土下端は石積量がやや増えているが、基本構造は2007. 5. 7 のものと変わらないように見える。2009年12月9日付届出書の計画とは異なる施工がされ、その上に届出書の高さ15mではなく、8～9段（推定で40～45m）の盛土がされている。（写真5）</p>	A106	A100831
2010. 9. 2	県東部健康福祉センターが、B社（＝E社）から事情を聞いた。 E社事実申立書：私はE社の代表。事務内容は建設土木一般。廃掃法の許可は静岡県でも他県でも持っていない。私は2009年12月9日から現場に関わっている。それ以前の施工者はD社。これまでに搬入された残土の量は2～3万m ³ 。残土の搬入は終わって、2010年7月1日から整形作業を行っていた。8月16日になると、F社が残土を入れ始めた。木くずは8月25、26日に搬入したと思われる。8月27日はD社○氏がオペレーターとして整地。私は9月10日で引き上げた。この作業については、A社、D社、F社、私（E社＝B社）の4人で工期について相談し、9月10日までに仕上げて完了することで合意した。	A107	
2010. 9. 3	県東部健康福祉センターが現地調査。 重機オペレーター：D社からの依頼でここ2週間ほど作業している。期間は未定。	A108	
2010. 9. 9	県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センター及び市が、A社を訪問し、A社の土採取等行為ほかに關し、A社と協議。県東部健康福祉センターが、A社に対し、廃棄物処理法に基づく指導票を交付した。 A社：D社○氏が改良剤100袋を入れさせたと聞いている。F社からもその報告を受けている。木くずの撤去はD社○氏に計画書を出させ、終わったら報告させる。	A110	A100909
2010. 9. 17	市は、A社に対し、土採取等規制条例に係る要請文書を発出。 ・土砂の搬入をしないこと。（注：工期限は2010. 7. 8で、既に過ぎている） ・完了届を提出して検査を受けること。	A135	A100917
2010. 10. 7	県東部健康福祉センターが現地調査。 残土処分地は上部まで整形されていたが、法面の一部が崩落していた。場内では雨水があちこちに溜まっていて、上部の奥には多量の残土が盛り上げられていた。排水用の溝が掘られていた。 県東部健康福祉センター職員の面前で（赤井谷）出入り業者H社が廃棄物混じりの土砂をダンプカーから下ろしたため、指導を行った。 重機オペレーター：残土を積んだトラックは前より少ないが、最近だと多い日で1日10台くらい。（写真6）	A115	

	(県の注釈と推定) これまで残土処分場の上部の道路より上の部分については、公文書内に調査記録等がほとんどなかった。2010.8.30写真5で一部確認できる。 2010.10.7の写真6で、道路より上部に残土が置かれていることが確認できる。 (当時は、この部分に残土を一時仮置きし、その後、下部や他の場所に運び、盛土等をしていたものと推定)		
2010.10.8	県東部健康福祉センターと市が協議を実施。市が、A社に対し、土砂搬入の中止文書を発出。 2010.9.17付要請文において、貴殿が実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完了届の提出」を要請している。しかし、要請を無視して残土の搬入が行われており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるので、即刻土砂の搬入中止を要請する。(工事期間:2010.4.10~2010.7.8)	A135	A101008-1 A101008-2
2010.10.13	県東部健康福祉センターが現地調査。 重機オペレーターが残土をならす作業をしていた。休みの間に残土が運び込まれたとのこと。現地調査中、トラック1台が入ってきて、残土を荷下ろした。残土を降ろす直前にトラック運転手が黄緑色の残土・ガラ整理券を渡した。 市が、現地調査。調圧槽の手前に大量の土砂を確認。	A118	市写真4
2010.10.19	県東部健康福祉センターが現地調査。D社O氏から聴取。 O氏: 残土を入れ続けているのはF社。重機オペレーターはD社の者だが、金はF社が払っている。がれきの処分(⑥区域の場所)については自分が責任を持つが、残土処分場のことは責任を持てない。 (県の注: 残土を入れ続けているのが本当にF社かは不明。) 10月20日、同センターによるF社への聴取において、F社は残土を入れているのは自分ではないと主張。 市が、現場責任者D社と協議。土砂の搬入は暫く中止するよう要請。成形を急ぐよう口頭指導。D社からは明日木くずの撤去を行うと回答を得る。	A121	A101019
2010.10.20	県東部健康福祉センターが、現場進入路に置かれていたがれきを収去し、がれきの石綿含有検査を実施したところ、石綿含有はなかった。	A122 A130	
2010.10.20	D社の依頼を受けた重機オペレーターが木くずの掘り起こし作業を実施。	A123	
2010.10.25	県東部健康福祉センターが、2010年10月7日に現場にダンプから廃棄物混じりの土砂が下ろされていることを確認したが、その搬出元G社に立入調査。 G社: H社(赤井谷の出入り業者)から、土がほしいと言われ、建設残土をタダで持って行ってもらった。H社から、持つて行く建設残土は篩(ふる)わなくともいいと言われた。	A124	
2010.11.2	県東部健康福祉センターが現地調査。 あちこちで崩落が見られ、木くずも確認できる。 (写真7)		
2010.11.4	市にA社とD社が来所。 もっと土砂を搬入したい旨の申し立て。市は搬入を認めない方針。 市は、A社に工期及び工法変更の手続きをするよう再度指導。	A132	A101104
2010.11.8	県東部健康福祉センターが現地調査。残土処分場の上部道路より上の部分の土の一部が別の場所へ運び出された。	A132	

2010.11.8	<p>県東部健康福祉センターが、2010年10月7日に廃棄物混じりの土砂を搬入した出入り業者H社を訪問した。</p> <p>H社：伊豆山の現場の施主はF社だと思っていた。伊豆山へ残土を持ち込みたかったので、その営業のつもりで、施主（と思っていたF社）からこれを運んでくれと頼まれた土砂を無料で運んだだけだ。</p>	A134	
2010.11.10	<p>県東部農林事務所、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、市が、A社関係の開発行為に係る対策会議を開催。</p> <p>(市)・A社から伊豆山地内で残土処理及び道路開設したいとの相談があった。これまでA社及びその関連会社による開発は、現在市内6箇所で行われている。全てが開発途中で止まっており、また管理もずさんで申請どおりに施工されていない。その中で今回新たな開発の相談があつた。(D163: A社と現在の埋立を完了させた上で、別会社による新たな1haの許可を得ることはできないか。道路整備とそれに伴い土砂搬入ができるか) 市としてはこのような状態を放置できない。関係機関と協力して対応していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ha未満で土採取規制条例により工事しているが、届出期間が過ぎても工事しており、廃材も捨てられている。新たに事業主を変えて1ha未満の届出を市へ提案している。合計で1ha以上になるので(D163: 1haを超えているかについては測量されていないので未確定)、森林法の林地開発許可他の法令で規制できないか。 (県)・県も熱海市の現状を承知しており、それぞれの法令等に基づき協力する。 林地開発許可については、東部農林事務所が持ち帰り検討する。 逢初川につながる上流箇所であり、流量オーバーと水質汚濁が心配され、河川管理者としても無視できない。 <p>(上記と同じ打合せについての東部健康福祉センターの復命書)</p> <p>市：現地(A社所有地内)に市水道の中継用受水槽があり、市が行政命令を出すとA社がその使用停止を求めてくる可能性がある。</p>	A135 (D163)	A101110
2010.11.11	<p>県東部農林事務所が、県森林計画課に対し、2010.11.10 関係機関打合せ会議の内容を情報提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> A社とB社による残土処理は、ほぼ計画どおりに完了し、緑化を残すだけとなっていた。市の判断で、残土の搬入が継続されることを防ぐため、届出期間をもって完了扱いとなっていた。 しかし、ここに別会社であるD社が無許可で残土を搬入している。 廃材も捨てられている。 (A社・B社の開発地)+(D社開発地)>1haとなっている。 <p>(課題) D社とA社の関係の確認による林地開発許可の必要性を把握</p> <p>(県の注釈)</p> <p>その後、県東部農林事務所は、開発行為は1ha未満で林地開発許可は必要がないと判断した。 (資料①-2参照)</p>	D163	
2010.11.18	<p>市が、A社に以下を電話連絡(日時は不明?)</p> <p>市の土地利用審議会で審議することになっていた残土処分場についての市の方針(A社の残土の追加処分及び道路の新設を認めるか否か)は、新たな許可は認めないことになった。</p>	A143	

2010. 11. 19	D社の依頼を受けた重機オペレーター及びF社が、2010年10月20日に掘り起こした木くずの撤去（⑥区域の現場への移動）を行い、同作業が完了した。 F社が、現場進入路に敷かれたがれき類等を運び込んだことを認めたため、廃棄物の撤去に関する指導票を交付した。	A143	
2011. 1. 21	県廃棄物リサイクル課と県東部健康福祉センターが打合せ。 ・措置命令を前提に事務を進めたい。（注：廃棄物処理の観点から） ・関係者が多い上に各々の主張が異なり収拾がつかない。 ・措置命令を出す相手は誰になるかがまず問題。 ・廃棄物処理法第18条報告により、情報を収集し、整合しない点があれば更に追加の報告を求める。十分な証拠が揃った段階で措置命令を発出する。 (県の注釈：措置命令の対象行為が何かについては本記録からは読み取れない。)	A153 A154	
2011. 2. 22	市が当該土地を差し押さえ。	登記情報	
2011. 2. 25	土地所有者変更（前所有者A社⇒現所有者C者）。	登記情報	
2011. 3. 2	県東部健康福祉センターが、市からの要請（2011. 1. 14 付）を受けて、逢初川起点上流 50m の標識付近の砂防ダム出口で河川水収去。（検査のため）	A152	市写真 5
2011. 3. 4	県森林計画課、県東部農林事務所、市が、残土処理場について現地調査を実施。 ・残土処理(盛土)の施工が悪く、浸食・崩壊が発生し、沈砂池までの流出を起こしている。今後も浸食や崩壊が進行するおそれが高い。 ・市には、「伐採届」「土採取条例」に基づく指導を行うよう依頼。 ・リーマンショック以降、事業者との連絡がつきにくい状況になっている。	A159	A110304 市写真 6
2011. 3. 10	県は、A社、D社、D社〇氏、F社らに、4箇所の行為（そのうちの1つが残土処分場）について、廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告書の徵収文書を発出。（注：4箇所は、日金町解体現場、伊豆山廃棄物堆積現場、伊豆山赤井谷土砂処分場、伊豆山チェック研修所解体現場） D社（T氏）、D社〇氏からは、県発出文書の最後に紙を貼り付けて回答。「上記記載事項に対し、当社は一切責任は御座いません。基より申請者、又は発注者（E社他）等に問うべき問題と思う。以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済みである。」その他の者からも自分は無関係との回答あり。	A162	
2011. 3. 16	県東部健康福祉センターが市に逢初川河川水の検査結果（計量証明書）について通知。（2011年3月2日に水質検査を実施したもの）		A110316
2011. 3. 17	市、県土地対策課、県森林計画課が現状の確認と今後の対応について協議。 ・2010. 8 に完了期限を迎えたが、出来形に関する是正、廃掃法による指導が行われているうちに中断し、放置されてしまった。 ・沈砂池は設置されているものの、盛土面の植栽・緑化や排水の不備により、法面からの土砂流出が生じている。 (土採取条例(市)) ・現地はほぼ完成しているが、計画断面と完成断面の相違がみられ、是正を指導している。 ・指導中に盛土内への異物混入が判明し、保健所の指導がされた。 ・これらの指導中に新たな土砂搬入が行われ、撤去を指導している。 ・指導を行っても是正される様子はない。 ・土地所有権がA社からC者に移動し、問題が複雑になっている。 ・行為者に対して、条例に基づく命令を考えている。	A165 A166	A110317

	<ul style="list-style-type: none"> 問題は、現時点において開発許可をうけた者（A社）の実態がないことであり（登記所在地に事務所が存在しない）、行政指導による報告要求を行っても応答がない状況である。 <p>(土採取条例(県))</p> <ul style="list-style-type: none"> 県土地対策課によると、県土採取等規制条例は、届出という性格上指導力は弱い。できれば他の法令等と同時にを行うことが効果的。しかしながら、現状他の法令は廃掃法しかない。 <p>(森林法(県森林計画課))</p> <ul style="list-style-type: none"> 無届伐採として是正を指導し、違法状態が解消された後、1ha未満の残土処分を行うために伐採届が提出され、市が受理し、指導している。伐採届に基づいて、植栽の勧告等は行える。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には熱海市対応 土砂の流出、崩壊等の危険性があるため、緊急のは是正を行わせる必要がある。 しかし、会社の実態から是正指導に従うことは考え難い。 まずは期限を区切って文書指導を行い、つづいて、停止(中止)命令を行っていくことになるが、土砂流出の低減のためにも、届出の受理者である市が、播種等の代執行は行う必要があるかもしれない。→他の場所でA社が行っている開発行為にも影響するので、慎重に対応したい。 所有権が移動しているため、新たな所有者へも違法状態が是正されていないことを伝達し、是正されない限り、新たな開発は行えないことを伝える。 		
2011. 3. 25	市が、県土地対策課及び県森林計画課と協議の上、A社に対し、県土採取等規制条例に基づく再要請及び県風致地区条例に基づく報告要求書を発出し、今後の対応につき協議を行うよう要請。	A167	A110325-1 A110325-2
2011. 4. 11	市から、県東部健康福祉センターに情報提供。 A社は廃棄物を除去するという覚書の基、C者に土地を売っており、撤去期限が3月末だったが、守られなかった。	A171	
2011. 4. 20	県東部健康福祉センターが現地調査。 2011. 4. 11、残土処分場入口付近に木くず混じりの残土が搬入されていた。 4. 20、重機の入った後があること、がれきと残土が混ぜられていたことを確認。その後、4. 20 以降にも残土の移動があったことを 5. 16 に確認。	A172 A175	
2011. 4. 27	市は、前土地所有者 A 社に、県土採取等規制条例に基づき、下記事項につき、文書による報告を求める文書発出し、「報告書の提出がされるまでの間については、届出箇所内での土砂の搬入等の行為を中止」するよう要請。 1. 土採取等事業の現況（搬入した土量、搬入元、実施時期等の記載） 2. 現況に至った経緯 3. 今後行う具体的な安全対策と実施日程		A110427
2011. 4. 28	県熱海土木事務所が、県東部農林事務所へ森林法での規制の可否について電話連絡。また、県熱海土木事務所は市建設課に連絡。市は、A社及び施工者に土採取等規制条例第 13 条に係る報告書の徴収を 2011 年 4 月 28 日付け発出した。文書の回答期限は 5 月 16 日。	A173	
2011. 5. 19	市、県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、前土地所有者（A社 P 氏）、現土地所有者 C 者代理人、土地仲介人が参集し、今後の対応について協議。A社代表取締役は急遽欠席。 A社が所有地を C 者に売却したことを受け、これまで A 社が赤井谷で行ってきた土採取の今後の処理について、打ち合せた。A社 P 氏からは「県や市からの要望は持ち帰って後日回答する。」「現場のことは D 社 O 氏しか分からない。」「（現場作業を担当した） F 社とは連絡がとれない」等の回答	A177 A179	A110519

	しか得られなかった。改めて、A社代表取締役、D社O氏等を呼んで事情聴取することとした。 市の記録には、A社及び現土地所有者の代理人U者等に対し、5月31日を期限として、再度県土採取等規制条例に基づく報告書の提出を要請。期日内の報告が得られない場合、県土地対策課と相談しながら行政処分を行うことを検討する旨の記載あり。		
2011. 6. 2	上記期限(5月31日)までに、A社及びA社関係者のいずれからも回答がなかったため、市は、県土地対策課と協議の上、今後の処理を下記により行いたいとして、市長に報告。 1. 弁明の機会の付与通知 6月中旬(提出期限 6月下旬) 2. 弁明書の提出がない場合、条例第6条に基づく措置命令 7月中旬 現時点では県土地対策課と相談しながら1~2までの処理、今後の対策について検討していきたい(今後の対策については、現所有者であるC者とも協議の必要があると思われる)。 (注)起案文書の中には、土採取等規制条例第6条に基づく「是正措置の命令」、同第7条第1項に基づく「事業停止の命令」及び行政手続条例第26条の規定に基づく「弁明の機会の付与通知書」については、それぞれ県の案、市の案が添付されている。 (県の注釈)市の行政文書には、文書の発出について、県の案も添付されているので、県と市の間で協議が行われたものと思われる。県には、この協議について行政文書は残っていない。	熱海市情報	A110602
2011. 6. 10	市が、県土地対策課に県土採取等規制条例第6条に基づく措置命令の発出に係る行政処分の手法について相談。		A110610
2011. 6. 20	市は、A社、不動産業者T者、県東部健康福祉センター、県廃棄物リサイクル課と協議。市は、A社に対し、県土採取等規制条例に基づく変更届の提出期限は7月8日までである旨、口頭指導。 県東部健康福祉センターが、A社から廃棄物処理法18条に基づく報告徴収。 A社：現場の工事は3、4年前から始めた。現場責任者はE社(B社)。最初の契約では1台当たり1,500円~2,000円をE社がA社に料金を支払う契約だった。どうも現場の話を聞くと、赤井谷には何万m³も入っている。	A183 A185	A110620
2011. 6. 24	市は、A社に対し、県土採取等規制条例に基づく変更届の提出を要請する旨の通知を発出。		A110624
2011. 7. 11	県公園緑地課から市に電話連絡。 ・静岡県風致地区条例に基づき、是正(改善)命令は妥当であると思われる。・再度相手を呼び出し、監督処分すると通告した方が良い。		A110711-1
2011. 7. 11	市が、A社及びD社と協議。		A110711-2
2011. 7. 12	A社、D社、不動産業者T者及び市が、現地立会いを行い、A社において下記対策を実施することを確認した。 1. 沈砂池対策、2. 土砂流出防止対策及び排水対策、3. 法面崩壊対策		A110712-1 A110712-2 A110712-3
2011. 7. 12	A社が、市に、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等変更届出書」(第3回)を提出。 (工期: 2010. 4. 8~2010. 7. 8→2011. 7. 13~2011. 8. 15。現場責任者E社→A社。計画の変更。)	熱海市情報	A110712-4
2011. 7. 13	現場責任者D社が県土採取等規制条例に基づく防災工事を開始。(市職員が重機を確認)		A110713-1 A110713-2 市写真7

2011. 7. 19	市が、A社の土の採取等変更届出書（第3回）を受理。	熱海市情報	A110719
2011. 7. 21	市が、A社に対し、県風致地区条例に基づく報告を再度求める指示書を発送。		A110721
2011. 8. 8	県東部健康福祉センターが現地調査。 D社により法面の整形がされていた。 D社：斜面整形、水路拡張、調整池の設置を行った。あと2、3日で終わる予定。A社は誰もやらない。自分一人でやっている。	A192	
2011. 8. 30	県東部健康福祉センターが現地調査。 盛土の平面部分の排水の悪さが確認できる。一部に崩落あり。（写真8）	A194	
2011. 8. 30	D社が、市に法面整形工事写真帳（防災工事の完了写真）を提出。		市写真8
2011. 9. 16	C者、D社、不動産業者T者及び市が現場確認。		A110916
2011. 10. 4	県東部健康福祉センターが現地調査。 D社O氏が斜面崩落部分の修復作業を行っていた。残土処理場の周囲に大きな崩落があり、処理場内に土砂が流入していた。 (県の注) 2011. 9. 18 - 2011. 10. 4までの熱海観測所の期間雨量は合計で3mmとカラカラの状態であったにもかかわらず、斜面に大きな崩落があった。	A196	
2011. 10. 7	D社が重機を搬入し、法面整形（転圧）を実施。		市写真9
2011. 10. 19	市が、A社に対し、A社が市内で実施している赤井谷地区を含む開発事業に関し、今後の対応についての協議を文書で依頼。		A111019
2011. 11. 18	市が、C者、現土地所有者の代理人U者らと協議。工期を2012年1月末、熱海市において、赤井谷地区出入口への門扉設置等を行うとともに、現所有者らの行う事業内容を1.事業地北側法面の整地、2.排水工の幅の拡大、3.事業箇所全体の緑化等とすることを確認。		A111118
2011. 12. 14	県東部健康福祉センターが、C者の経営するグループ会社K社の担当者（現土地所有者の代理人U者）から聴取。 K社の担当者：A社に盛土の整形作業を依頼しようとしたが当てにならない。届出の責任はA社にあるが、当てにならない者に任せても進まない。そのため、自分の力でやろうと考えた。少しでも話ができるD社O氏に相談したが、理解に苦しむ回答や、不当な金額の吊り上げをしてきたことから手を引いた。 現場はグランドやテニスコートなどの施設を計画しており、その後、熱海市の公用地として利用をしてもらえばと思っている。あの現場についてはA社に責任を負った状態で仕事を継続して進めていきたい。そのためにも、県、市から方針を示してもらえば、その内容で進めていきたい。今後の工事について、現土地所有者は、現土地所有者において行ってもよいと言っている。しかし、現土地所有者が工事を行う場合、A社の責任の所在を明らかにするとともに、県や市からの現土地所有者に対する指示として対応して欲しいと考えている。	A200	A111214
2012. 1. 31	市による門扉設置工事が完了。		A120131
2012. 2. 3	C者が、市に対し、2012年6月を目指して安全対策工事を完了する旨を約束。		A120203
2012. 2. 7	市は、C者に対し、C者において安全対策工事を施工するよう要請する文書をC者の代理人U者を通じて送付（2月8日に手交）。その際、C者の代理人は、C者が、現在沈砂池となっている箇所へコンクリートで構造物を造る等の計画を有していると発言。C者が市に対し、2012年6月を目指して安全対策工事を完了する旨を約束。		A120207
2012. 4. 5	県東部農林事務所が現地調査。	A202	

	・種子吹付けにより緑化が進捗しつつある状況を確認。 ・盛土法面に浸食が発達しつつあり、経過観測を要する。		
2012. 4. 6	市による門扉設置工事が完了していた。	A203	
2012. 5. 8	2012年4月30日から5月3日にかけて伊豆地方は大雨となり、降り始めからの総雨量が網代観測所で279.5ミリであったが、赤井谷地区に大きな崩落はなく、法面小段に緑化が見られた。		市写真 10
2012. 5. 23	D社○氏から県東部健康福祉センター宛てに話がある旨の申し出を受け、市役所で聞き取り調査を実施。 D社○氏：自分はD社の役員であり、A社の取締役にもなっている。2012年8月にD社が他者と合併し、自分は8月末を目途に引退を考えている。その後にD社に非が及ばないよう、身をきれいにしてから引退したいと考えている。	A205 A206	
2012. 9. 19	現土地所有者の代理人U者から電話連絡。C者は防災工事をしなくてはならないと思っているとの発言あり。		A120919
2012. 10. 19	県東部健康福祉センター及び市が、C者の関係先を訪問し、C者及びC者の代理人U者と協議。県東部健康福祉センターが、C者から今後の土地の修復計画を聴取。C者は2012年6月までに完了する予定であった安全対策工事を同年11月に再開したいと発言し、その計画書を県及び市に提出すると言明。 C者：赤井谷の土砂流出防止工事、市水道施設上部土砂流出防止工事、宅地造成工事、グランド造成工事を順次行いたい。修繕計画は関連会社に作らせ、11月末に関連機関に示す予定。	A210	A121019 市写真 11
2013. 1. 9	C者より県東部健康福祉センター所長宛に書面が提出された。 書面の内容：逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事が放置状態にあり、現土地所有者として問題案件処理に善意をもって解決する覚悟である。問題解決に当たり、県、市の担当部門との調整と関係法令を遵守した施工をするが、県、市当局の誠意ある協力を願う。A社が市の指導を無視して放置した伊豆山漁港及び逢初川下流水域へ土砂崩壊による二次災害防止の安全対策工事を施工する。	A211	
2013. 1. 11	県東部健康福祉センターが、D社○氏から聴取。 D社○氏：L社には、名義変更後に赤井谷で作業を行ったが、支払いを断られた労務費が200万円以上あるので、今後L社を追及しようと思っている。	A212	
2014. 8. 1	県東部健康福祉センターに、D社○氏が情報提供として来所。 D社○氏：伊豆山の現場は、これまで3,000m ² が2回土砂すべりを起こしている。自分は現場の防災工事のために3回伊豆山の現場に入っているが、L社からの支払いがないので、3回目の仕事は途中で引き上げてしまった。あの現場は下にホテルがあるので、また崩れたら大変なことになる。この関係で、2014.7.30県庁の砂防課へも電話した。	A215	
2014. 8. 1 ～ 2015. 5. 13	県東部健康福祉センターが現地調査。 特に変化なし。(同センターが廃棄物の不法投棄の監視の観点から2015年5月13日まで5回の現地調査の記録あり。5月13日の確認では、赤井谷一帯に柑橘類等の苗木が植えられていた。)	A215 ～A222	
2015. 4. 16	報道機関の記者が東部健康福祉センターに来訪。 記者：情報提供者が刺し違えてもよいと決心して県に訴えかけたにもかかわらず県が動かなかった理由を知りたい。 A社代表取締役他の行為者・関係者を野放しにするのは行政の怠慢。現場	A219	

	を見た限り土砂崩落の危険は否定できない。もしも災害が発生した場合、それは自然災害ではなく人災である。 センター：不法投棄事案においては関係者が複数いる場合、互いにあれこれ異なる主張をし、真の行為者が特定できないことがあったりする。本件についても、結果的に未だ解決に至っていない。		
2015. 6. 8 ～ 2016. 1. 7	県東部健康福祉センターが現地調査。 特に変化なし。(同センターが廃棄物の不法投棄の監視の観点から 2016 年 1 月 7 日まで 5 回(うち 1 回委託民間業者)現地調査。特に変化なし)	A224 ～A230	
2016. 2. 15	県東部健康福祉センターへ、D 社○氏から電話あり。 ○氏：自分は A 社の社長について最近報道機関から取材を受けた。行政への助言として連絡する。日金と伊豆山については、いつか崩落するおそれはある。過去に自分が崩落を食い止める工事を行ったことがあるが、崩落までは時間の問題。現場が崩落すれば「指導を行った」、「現場確認を行った」だけでは済まない。	A231	
2016. 11. 29	県東部健康福祉センター内で、熱海市作成文書(2016. 3. 9 付)を供覧。 文書内の「③伊豆山字赤井谷地区残土処分」の項目に、「災害で法面成形は A 社が行うことになっているが、いくら話をしても進まないので関係を絶ちたいと C 者代理人から報告があった。今後は C 者側で法面成形及び崩落部の処理を行う予定であると報告を受けていた。法面及び崩落部は放置されたままであるが緑化が進み見た目は問題ない。(崩落する可能性はあるが・・・)」旨の記述がある。	A240	
2016. 4. 19 ～ 2019. 12. 1	県東部健康福祉センターが現地調査。 特に変化なし。(同センターが廃棄物の不法投棄の監視の観点から 2019 年 12 月 1 日まで 35 回の現地調査。特に変化なし)	A232～A239 A241～A267	
2017. 5. 24	市が現地調査、異常なし。		市写真 12
2019. 12. 20 ～ 2021. 6. 30	県東部健康福祉センターが現地調査。 (同センター廃棄物が不法投棄の監視の観点から 2021 年 6 月 30 日まで 14 回の現地調査。特に変化なし。)(写真 10)	A268 ～A281	
2012. 1. 25 ～現在	市は川の濁りや台風の後など、何か現場に懸念事項がある場合に、パトロールを実施。		熱海市情報
2014. 9. 10 ～現在	市は、同敷地内にある水道施設を巡回点検する観点から、委託事業者に依頼をして月 1 回のパトロールを実施。崩落時まで特に変化なし。		熱海市情報
2021. 8. 2	盛土最下端の状況として、コルゲート管が見えるが、上部には管を確認できなかった。(写真 11)	県調査	

3 関係法令別整理

(1) 県土採取等規制条例

2007. 3. 9 A社が市に「土の採取等計画届出書」を提出。（工期限：2008年4月8日、面積0.9446ha、盛土量36,276m³）
2007. 4. 9 市が同届出書を受理。
2009. 11. 13 市がA社に文書指導。（工期及び工法の変更手続き、附帯条件に付した災害防止措置、行為面積の確定の実施）
2009. 12. 9 A社が市に「土の採取等変更届出書」（第1回）を提出。
(工期限：2008年4月8日→2010年4月8日、工法：ロックフィル→土堰堤)
2009. 12. 10 市が同届出書を受理。
2010. 3. 23 A社が、市に「土の採取等変更届出書」（第2回）を提出。
(工期限：2010年4月8日→2010年7月8日)
2010. 3. 23 市が同届出書を受理。
2010. 7. 8 届出の工期終了
2010. 9. 17 市がA社に文書指導。（土砂搬入中止、完了届の提出）
2010. 10. 8 市がA社に文書指導。（土砂搬入中止）
2011. 2. 25 土地所有者変更（A社→C者）（注）
2011. 4. 28 市がA社に文書指導。（報告書提出）
2011. 5. 19 市、熱海土木事務所、東部健康福祉センター、前所有者、現所有者の関係者が熱海市役所で今後の対応について協議。
2011. 7. 12 A社が市に「土の採取等変更届出書」（第3回）を提出。
2011. 7. 19 市が同届出書を受理。

※ 土採取等規制条例関係の行政手続きに関する県の記録は、2011.5.19が最後。

(注) 土採取等規制条例は土採取等を行う者に対して条例の義務を課すものであり、土地所有者に義務は課していない。2011年2月25日に土地所有者がA社からC者に変更になった。土採取等行為の承継は条例上にも規定がないことから、届出行為の承継はされていないものと解される。

(2) 森林法関係

【第1期 違反行為について】

2007. 4. 27 市から県東部農林事務所に、A社が、森林法第10条の2の許可（林地開発許可）を得ないで1haを超える開発行為が行なっている旨の通報。
その後、県東部農林事務所は、林地開発許可違反（疑い）に係る土地の現地調査・現地指導等を実施。
2007. 5. 31 県東部農林事務所は、A社に対し、当該行為について、林地開発許可違反と判断し、森林法に基づき土地改変行為の中止、土地の形質変更面積の実測・求積図の提出、復旧計画書の提出を文書指導。（森林法10条の2第1項）

その後、県東部農林事務所がA社に対し、複数回、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。

2008. 4. 30 県東部農林事務所は、A社から提出された2008年4月28日付け復旧計画書を受理。

- 2008. 7. 28 A社が、県東部農林事務所に森林法に基づく復旧工事完了報告書(2008年7月25日付け)を提出。
- 2008. 8. 5 県東部農林事務所、市は、A社に対し、2008年7月25日付け復旧工事完了報告書に基づき、復旧工事の完了を現地確認。
- 2008. 8. 7 林地開発許可違反の是正が完了。(森林法10条の2第1項) 県東部農林事務所は、A社に復旧工事完了報告書の受理を通知。

【第2期 違反行為について】

- 2009. 7. 2 県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社及び盛土造成部実行行為者B社に残土処分計画の聴取を実施。2008.8.7に林地開発許可違反は解消(植栽・種子吹付等を実施)されていたが、この復旧された森林を再度開発する場合は、森林法に基づく伐採届を提出する必要がある。しかし、この手続を行わず伐採及び造成工事をしていたので、県東部林事務所から、工事の中止及び伐採届の手続きを行うよう口頭指導。(細かい指導は、伐採届を所管する市に聞くよう指導。)
- 2009. 7. 20 A社が、市に、伐採届を提出。
- 2009. 11. 13 市が、A社に対し、伐採届(2007.7.20付)の補正又は再提出を文書にて要請。

その後、県東部農林事務所は、市への助言及び現地調査を行ってきた。

(3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律

①区域

- 2010. 8. 31 県東部健康福祉センターが、木くず等が混ざった土砂が混入されているとの情報を市から受け、現地調査。盛土内に木くずの混入を確認。
- 2010. 9. 9 県東部健康福祉センターが、A社に廃棄物処理法(第16条不法投棄)に基づく指導票を交付。
- 2010. 10. 7 県東部健康福祉センター職員の面前でH社が廃棄物混じりの土砂をダンプカーから下ろしたため指導を実施。
- 2010. 10. 20 県東部健康福祉センターが、現場進入路に置かれたがれきを収去し、同がれきの石綿含有検査を実施するも石綿含有は無し。
- 2010. 10. 20 土採取届出書の現場責任者(D社)の依頼を受けた重機オペレーターが、木くずの掘り起こし作業を実施。
- 2010. 10. 25 県東部健康福祉センターが、2010年10月7日に現場にダンプカーから下ろされた廃棄物混じりの土砂の搬出元G社に立入調査。
- 2010. 11. 8 県東部健康福祉センターが、2010年10月7日の廃棄物混じりの土砂を搬入した出入り業者H社に立入調査。
- 2010. 11. 17 木くず混じりの土砂の搬入者F社が、2010年10月20日に掘り起こした木くずを⑥区域の現場に移動させる作業を開始。
- 2010. 11. 19 F社が、2010年10月20日に掘り起こした木くずの撤去(⑥区域の現場への移動)を行い、同作業が完了。
現場進入路に敷かれたがれき類等についてF社が運び込んだことを認めたため、廃棄物の撤去に関する指導票を交付。
- 2011. 3. 2 県東部健康福祉センターが、逢初川起点上流50mの標識付近の砂防ダム出口で河川水収去。(検査のため)
- 2011. 5. 19 市、県熱海土木事務所、県東部健康福祉センター、県廃棄物リサイクル課、A社、C者の代理人、土地仲介人が、今後の対応を協議。
(A社がC者に土地を売却したため)

2011. 6. 20 A社から①及び⑥他 2箇所に関する廃棄物処理法 18 条に基づく報告徴収。
2013. 1. 9 C者から県東部健康福祉センター所長あてに書面が提出。
A社が放置した逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事について善意をもって解決する覚悟である旨、その他、工事計画概要、工事施工計画が記載。

※ 以降、⑥(C工区)の現地調査と併せて、①現場も監視活動を継続。

(最終 2021. 6. 30)

⑥区域

2009. 2. 5 市の通報に基づき県廃棄物リサイクル課（県東部健康福祉センター廃棄物課）が本件を認知。
排出元は日金町解体工事現場と判明。
2010. 11. 17 木くず混じりの土砂搬入者F社が、2010年10月20日に①の現場で掘り起こした木くずを⑥の現場へ移動させる作業を開始。
2010. 11. 19 2010年10月20日に①の現場で掘り起こされた木くずの全てが⑥の現場に運搬完了。
2011. 6. 30 A社が、県東部健康福祉センターに対し、今後の撤去計画を提出。
2013. 1. 9 C者が、県東部健康福祉センター所長あてに書面を提出。
A社が放置した逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事について善意を持って解決する覚悟である旨、その他、工事計画概要、工事施工計画が記載。
2013. 5. 8 現場のがれき類がなくなり整地されていることを確認。⑥区域については、土地所有者であるC者が清潔保持義務に基づいて当該がれき類を処理する意思があったため、C者が経営するグループ会社K社の担当者らを聴取したところ、がれき類を約1, 000 m³を造成地中に埋めた旨の証言があった。廃棄物処理法第16条違反の疑いがあり、がれき類の掘り起こしと再利用計画（2013. 1. 9）による適正処理を指導。
2013. 7. 19 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。
2017. 1. 20 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。
2018. 1. 26 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。
2019. 3. 8 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。
2020. 3. 12 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。

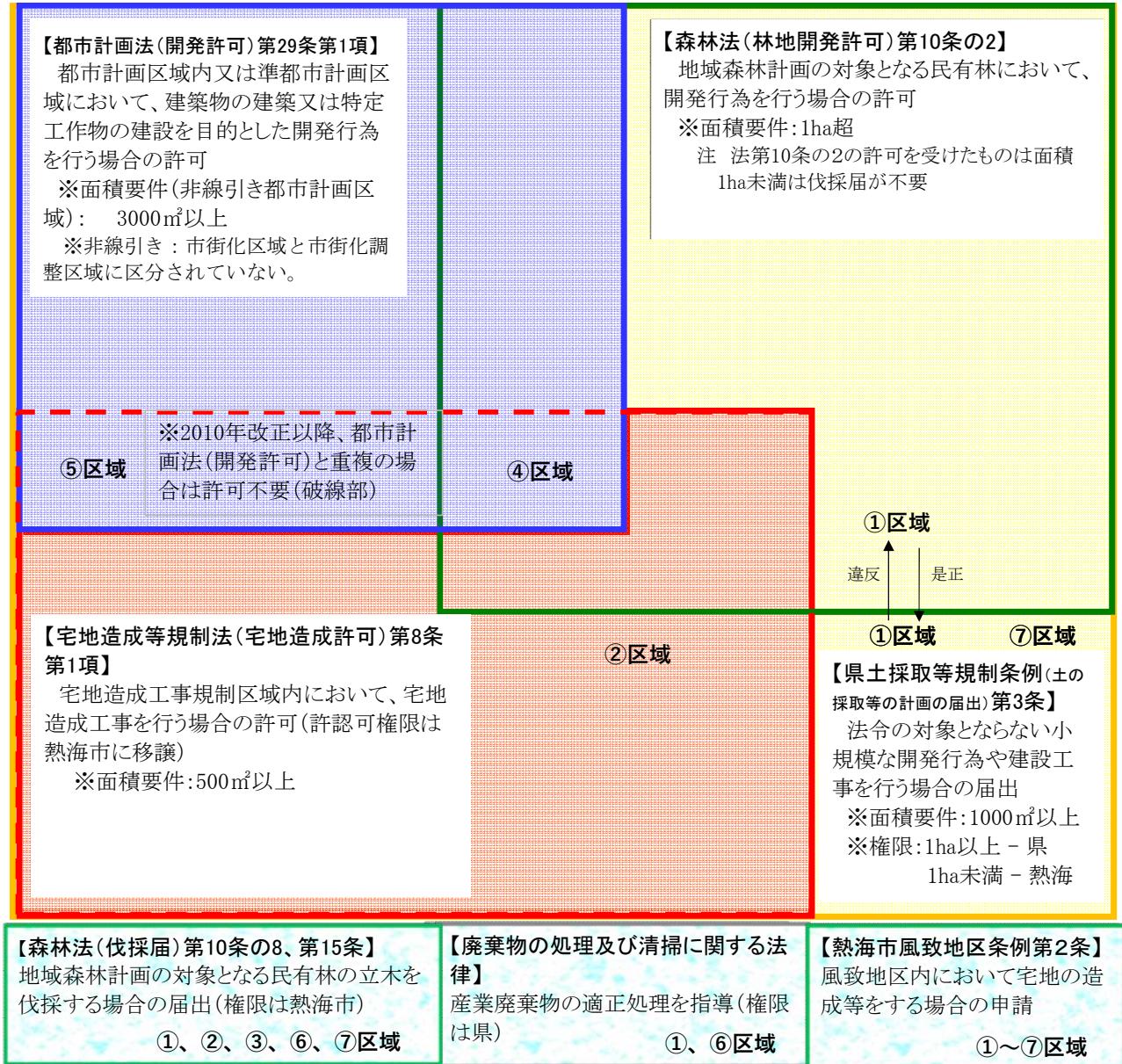
※ 以降、がれきの撤去について口頭指導及び現地調査を継続。（最終 2021. 6. 30）

(注) A社は産業廃棄物の(排出)事業者であり、廃棄物処理法に基づき自ら排出した産業廃棄物を適正に処理する義務がある。

産業廃棄物の処理義務は廃棄物の処理業者及び排出事業者にあるため、A社から所有権を取得した土地所有者C者には、廃棄物を撤去しなければならないという廃棄物処理法上の義務はない。ただし、土地所有者には、廃棄物処理法上の清潔保持義務が課される。

盛土造成関係法令相関図（熱海市の場合）

盛土造成行為に係る法令



* 森林法伐採届、廃掃法に基づく産廃指導、市風致条例の許可は盛土造成行為の有無に係わらない規制である。

用 例	時系列概要版
①区域	(熱海市逢初川) 源頭部の盛土
②区域	(熱海市逢初川) 源頭部付近の太陽光発電施設
③区域	(熱海市逢初川) 源頭部南西側隣接地の緊急伐採
④区域	(熱海市逢初川) 源頭部北側隣接地の宅地造成 1
⑤区域	(熱海市逢初川) 源頭部北東側隣接地の宅地造成 2
⑥区域	(熱海市逢初川) 源頭部北西側の産業廃棄物
⑦区域	(熱海市逢初川) 源頭部南西側隣接地の土砂投棄

関係法令抜粋

●静岡県土採取等規制条例

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。(以下、略)

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号ま

でに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つてゐる者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

※第3条から第8条については、1ha未満の行為は「静岡県事務処理の特例に関する条例」により、2000年4月から熱海市に権限移譲

●都市計画法

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。(以下、略)

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市町村長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市町村又は施行者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

●森林法

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林 (第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。(以下、略)

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林 (第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(以下、略)

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第十条の九 (略)

2 (略)

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つてゐる伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齡又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。(以下、略)

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

●宅地造成等規制法

(宅地造成に関する工事の許可)

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事に

については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。(以下、略)

(工事完了の検査)

第十三条 (略)

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

(立入検査)

第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。(以下、略)

※第8条、13条、18条については、「静岡県事務処理の特例に関する条例」により、2006年4月から熱海市に権限移譲

●行政手続法

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。(以下、略)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。(以下、略)